

[令和7年9月11日発行] 令和8年4月2日修正版

保育所等のしおり



保育所等のしおりの最新情報



整備予定の認可保育所等の最新情報



◎令和7年度・令和8年度認可保育所等入所申請受付期間◎

利用希望開始月	申請開始日	申請締切日 17時まで	利用希望開始月	申請開始日	申請締切日 17時まで
令和7年11月	令和7年9月11日(木)	令和7年10月10日(金)	令和8年7月	令和8年5月11日(月)	令和8年6月10日(水)
令和7年12月*	令和7年10月14日(火)	令和7年11月10日(月)	令和8年8月	令和8年6月11日(木)	令和8年7月10日(金)
令和8年1月*	令和7年11月11日(火)	令和7年12月10日(水)	令和8年9月	令和8年7月13日(月)	令和8年8月10日(月)
令和8年2月1次*	令和7年10月14日(火)	令和7年11月10日(月) 電子申請〆切は 令和7年10月31日(金)	令和8年10月	令和8年8月12日(水)	令和8年9月10日(木)
令和8年2月2次	令和7年11月11日(火)	令和8年1月9日(金)	令和8年11月	令和8年9月11日(金)	令和8年10月9日(金)
令和8年3月1次*	令和7年10月14日(火)	令和7年11月10日(月) 電子申請〆切は 令和7年10月31日(金)	令和8年12月	令和8年12月以降の日程は、令和8年9月以降に発行の保育所等のしおりでご確認ください。	
令和8年3月2次	令和7年11月11日(火)	令和8年2月10日(火)	令和9年1月		
令和8年4月1次*	令和7年10月14日(火)	令和7年11月10日(月) 電子申請〆切は 令和7年10月31日(金)	令和9年2月1次		
令和8年4月2次	令和7年11月11日(火)	令和8年2月10日(火)	令和9年2月2次		
令和8年5月	令和8年2月12日(木)	令和8年4月10日(金)	令和9年3月1次		
令和8年6月	令和8年4月13日(月)	令和8年5月8日(金)	令和9年3月2次		

※12月、1月、2月1次、3月1次の入所希望は4月1次の入所希望と同時申請可能です。

茅ヶ崎市 子育て部 保育課

◆ 受入月齢の訂正

保育所等のしおり（令和7年9月11日発行）の表紙裏の表記に誤りがありましたので訂正します。

施設名	受入月齢	定員（令和7年度まで）	連携園	駐車場
キッズプレイス辻堂 (園番号：1206699)	(正)1歳児クラスから2歳児クラスまで (誤)57日目から2歳児クラスまで	12人	設定なし	なし
		定員（令和8年度から）		
		16人		

◆ 開所時間の訂正

P7～10 認可保育所等の次の施設の土曜保育（延長含む）の開所時間を訂正します。

施設名	開所時間（延長含む）	土曜保育（延長含む）
⑤ことりの詩保育園 (園番号：1200046)	7時～20時	(正)7時～20時 (誤)7時～18時
③まなびの森保育園辻堂 (園番号：1200043)	7時～20時	(正)7時～19時 (誤)7時～20時
⑩あおぞら輝き保育園 (園番号：1200043)	7時～19時	(正)7時～19時 (誤)7時～18時

◆ 整備予定の認可保育所等

連携園についてはP4へ、施設の所在地・連絡先等の詳細はP7～10へ

(1) 令和8年4月から新たに開園する施設

施設名（申請書用園番号）	所在地／電話番号	受入月齢	定員	開所時間	連携園	駐車場
湘南辻堂はないろ保育園分園 (園番号：1206699)	赤松町13-41 0467-55-8581	57日目から 5歳児クラスまで	41人	7時～19時30分 (延長保育含む)		なし 車送迎禁止
みらいしょうなん保育園 (園番号：4206731)	円蔵262-7 0467-73-8883	6か月から 2歳児クラス	12人	7時～19時 (延長保育含む)	設定なし	あり
ちがさきアシア保育園 (園番号：4206732)	本村5-3-34 0467-73-8889	1歳児クラスから 2歳児クラス	19人	7時～19時 (延長保育含む)	設定なし	あり

(2) 令和8年4月に小規模保育事業から「保育所（5歳児クラスまで）」に移行する施設

施設名（申請書用園番号）	受入月齢	定員	3歳児クラス以降	駐車場
鶴嶺くじら保育園 (1206676)	57日目から5歳児クラスまで	40人	令和7年10月入所以降は 鶴嶺くじら保育園の3歳児クラスに進級	専用ではないため 要問合せ

(3) 令和8年4月に保育所から認定こども園へ移行予定の施設

施設名（変更前）	施設名（変更後）	所在地	保育所部分の 受入月齢	2・3号 定員	1号 定員	保育所部分の開所時間 (延長含む)
						土曜保育(延長含む)
ひまわり愛児園	幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園	南湖4-13-30	6か月から	90人	9人	7時～19時 7時～18時
松が丘保育園	松が丘こども園	松が丘1-1-72	6か月から	120人	6人	7時～19時 7時～18時
十間坂保育園	幼保連携型認定こども園 十間坂こども園	十間坂2-2-13	6か月から	120人	9人	7時～19時 7時～19時
西久保保育園	幼保連携型認定こども園 西久保こども園	西久保596-7	6か月から	120人	6人	7時～19時 7時～19時
梅雲保育園	幼保連携型認定こども園 梅雲こども園	下町屋2-14-15	6か月から	90人	9人	7時～19時 7時～19時
ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり	幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり	南湖4-4-5 ルードシスメゾン1F	6か月から 2歳児クラスまで	20人	-	7時～19時 7時～18時

◆ 令和8年4月から受け入れ停止をしている園の情報

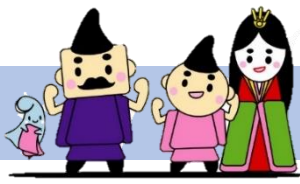
施設名	受け入れ停止のクラス年齢
鶴が台保育園	0歳児クラスの受け入れ停止（詳細はP.39）

◆ 今後、民間移管を予定している園の情報

P.40を参照してください

施設名	現在の運営	移管時期	施設名	現在の運営	移管時期
小和田保育園	公立	令和13年4月	中海岸保育園	公設民営	令和10年4月

もくじ



認可保育所等の入所申請の前に

- 1 認可保育所等を利用するための「教育・保育給付認定」・・・1
 - (1)認可保育所等を利用するには・・・1
 - (2)施設を利用するための「教育・保育給付認定」の区分・・・1
 - (3)保育の必要性・・・1
 - (4)認可保育所等を利用できる時間・・・2

保育所等施設情報

- 2 保育所等の種類・・・3
 - (1)認可保育所等とは・・・3
 - (2)認可外保育施設とは・・・4
- 3 保育所等マップ・・・5
- 4 認可保育所等(保育所・認定こども園・地域型保育事業)・・・7
 - (1)駅周辺エリア・・・7
 - (2)東部エリア・・・8
 - (3)西部エリア・・・9
 - (4)南前エリア・・・9
 - (5)北部エリア・・・10
- 5 認可外保育施設(企業主導型を含む)・・・11
- 6 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)・・・12

認可保育所等の申請方法

- 7 認可保育所等の入所申請手続き・・・15
 - (1)認可保育所等利用の手続き～入所までの流れ～・・・15
 - (2)認可保育所等入所申請の種別・・・15
 - (3)申請方法・・・16
 - (4)認可保育所等入所申請スケジュール・・・17
 - (5)認可保育所等の入所申請に必要な書類・・・18
 - (6)市外認可保育所等への申請と市外の方からの申請・・・20
 - (7)申請書の有効期限・・・21
 - (8)保育所入所待機通知書が発行できる時期・・・21

認可保育所等の申請等のご相談

- 8 見学・保育所等入所申請の相談・・・22
 - (1)保育所等の申請方法などについて聞きたい・・・22
 - (2)保育所等の見学・・・22
 - (3)保育コンシェルジュに相談したい・・・22
 - (4)医療的ケアが必要なお子さんの申請・・・22
 - (5)よくあるご質問(Q&A)、
認可保育所等の待機・空き・入所の状況・・・22

- 9 認可保育所等入所利用調整・・・23
- 10 申請後・入所決定後(内定)の注意点・・・27
 - (1)申請後の注意事項・・・27
 - (2)入所決定後(内定)から入所までの間の注意事項・・・27
 - (3)内定後に辞退し、再度入所申請をしたい場合・・・27

認可保育所等に入所する・している方へ

- 11 認可保育所等に在園中のルール・・・28
- 12 在園中に下の子が生まれることになったとき・・・29
 - (1)育児休業に伴う入所継続制度とは・・・29
 - (2)入所継続のための提出書類・・・29
 - (3)制度を利用する際の注意点・・・29
 - (4)地域型保育事業に在園の方・・・29

認可保育所等の保育料(利用者負担額)・副食費

- 13 認可保育所等の保育料・副食費・・・30
 - (1)利用する施設の種類ごとの利用料(保育料)無償化・・・30
 - (2)0歳児クラスから2歳児クラスの認可保育所等の
保育料(利用者負担額)基準額表・・・31
 - (3)保育料の算定方法・・・32
 - (4)市民税所得割額の確認方法・・・33
 - (5)仮算定・・・33
 - (6)保育料の滞納・・・33
 - (7)保育料の変更等・・・34
 - (8)副食費の免除・・・34
 - (9)保育料・副食費の注意点・・・34

幼稚園・認可外施設などを利用するための手続き

- 14 子育てのための施設等利用給付認定・・・35
- 15 認可外保育施設利用者助成制度・・・36

その他の保育サービス

- 16 休日等保育・・・37
- 17 病後児保育・・・38
- 18 一時預かり事業・・・39

その他

- 1 公立保育園再編整備方針・・・39
- 2 こども誰でも通園制度・・・40
- 3 おむつ・布団・土曜保育・主食の提供等の状況・・・40

1 認可保育所等を利用するための「教育・保育給付認定」

(1) 認可保育所等を利用するには

認可保育所等は、保護者が就労などにより「児童を自宅で保育できない場合」に、保護者に代わって児童の保育を行う「児童福祉施設」です。保護者のいずれもが、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、児童の保育をすることができないと認められた場合に限り、認可保育所等を利用することができます。

(2) 施設を利用するための「教育・保育給付認定」の区分

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を『子ども・子育て支援新制度』といい、この制度に基づき、保育所等の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、「保育の必要性」の有無と児童の年齢によって下記の3つの区分に認定されます。

認定区分	保育所等の種類 (P.3~14)	児童の年齢	保育の必要性の有無
1号	幼稚園※ 認定こども園(幼稚園部分)※	満3歳以上 (2号認定を除く)	保育の必要性は不要
2号	保育所 認定こども園(保育所部分)	満3歳以上	保護者の就労や疾病等の理由で保育の必要がある
3号	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業	満3歳未満	

※子育てのための施設等利用給付認定(幼稚園のうち私学助成幼稚園の教育時間、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育等)に関する区分は、P.35をご覧ください。

(3) 保育の必要性

教育・保育給付認定を受けるには、保護者が**保育を必要とする事由**のいずれかに該当している必要があります。

	利用可能期間	就労している期間
就 労 ※育児休業中を含む		就労形態、勤務場所に関わらず、月64時間以上の就労をしている場合 ●育児休業中の方・・・入所後に復職すること。 <u>入所した翌月10日までに復職が必要</u> ●就労が内定している方・・・入所後、入所月内に速やかに就労開始すること。 ※条件を満たせない場合は、原則、「認定取消」・「退園」になります
求職活動 ※起業準備を含む	利用可能期間	求職活動開始する日から60日が経過する日が属する月の月末まで 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行う場合。 <u>入所してから60日が経過する日が属する月の翌日1日までに月64時間以上の就労を開始することが必要。</u> ※条件を満たせない場合は、原則、「認定取消」・「退園」になります
就学・職業訓練の受講	利用可能期間	通学期間中 ●学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合 ●職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合

介護・看護	利用可能期間	介護・看護等を必要としなくなった月の末日まで
		<ul style="list-style-type: none"> ●同居している親族の介護、看護等が必要である場合 ●きょうだいの小児慢性疾患・障がい等に伴う看護が必要である場合 ※長期入院・入所している場合も含む
保護者の 疾病・障がい	利用可能期間	療養を必要としなくなった月の末日まで
		保護者に疾病や障がいがあり、保育困難な場合 ※有効期限内の障害者手帳等や医師からの診断書の提出が必要
妊娠・出産	利用可能期間	出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日を含む月の初日から、出産日の8週間後の翌日を含む月の末日まで
		産前産後期間のみ認可保育所等の利用を希望する場合 ※切迫早産等により産前期間より前に保育の必要性が生じた場合は診断書の提出が必要
災害復旧	利用可能期間	災害復旧が完了した日まで
		保護者が震災・風水害・火災その他災害の復旧にあたっている場合
虐待・DV	利用可能期間	保育が必要と認められる期間
		虐待やDVで家庭保育ができない場合
その他		上記に類する状態として市長が認める場合

(4) 認可保育所等を利用できる時間

利用時間は「標準時間認定」と「短時間認定」に区分されます。保育を必要とする事由や保護者の就労状況等を認定基準に照らし合わせて区分を決定します。そのため、保護者の希望と異なる場合があります。

原則、認定された通常保育時間のうち「保育が必要な時間」に認可保育所等を利用していただきます。それ以外の時間での利用はお控えいただき、適正利用にご協力ください。

【標準時間認定】 月120時間以上の就労等をしている方

7時		18時以降
通常保育時間（最長11時間） 認定された保育の必要性に合わせて必要な時間のみ利用		※延長保育
標準時間認定の保育料		延長保育料
<ul style="list-style-type: none"> ・湘南やまゆり幼稚園、湘南やまゆり第二幼稚園、湘南マドカ幼稚園の通常保育時間は7時30分から18時30分までです。延長保育はありません。 ・朝日ルート1保育園の通常保育時間は7時30分から18時30分までです。 		

【短時間認定】 月64時間以上、120時間未満の就労等をしている方

7時	8時30分	16時30分以降
※延長保育	通常保育時間（最長8時間） 認定された保育の必要性に合わせて必要な時間のみ利用	※延長保育
延長保育料	短時間認定の保育料	延長保育料

- ・求職活動及び開業（起業）準備中の場合は短時間認定となります。
- ・月120時間未満の就労の場合でも、送迎時間等により標準時間認定となる場合があります。
- ・家庭的保育事業は、8時30分から17時までのうち8時間（短時間認定）となります。

※延長保育

認定された時間を超えて保育が必要な場合に利用することができます。利用した場合は、保育料とは別に延長保育料と間食（おやつ）代、夕食代等をご負担いただく場合があります。延長保育の時間や料金は施設によって異なりますので、事前に各施設にご確認ください。

2 保育所等の種類

(1) 認可保育所等とは (P.7~10)

認可保育所等は国が定めた基準を満たし、各都道府県や各市区町村から認可されている保育施設です。利用にあたっては教育・保育給付認定 (P.1~2) が必要で、入所の可否は市区町村の選考・基準により決定します。

■ 保育所

国が定めた基準を満たし、各都道府県から認可された施設です。保育が必要な児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としています。対象年齢は0歳児クラスから5歳児クラスまでで、定員は20名以上です。

■ 地域型保育事業

国が定めた基準を満たし、市区町村から認可されている施設です。少人数を対象に、きめ細やかな保育を行います。市内には「小規模保育事業」、「事業所内保育事業(地域枠)」、「家庭的保育事業」があります。原則として2歳児クラスまでの利用になりますが、3歳児クラス以降も保育を希望する場合、一部の施設に「*連携園」が設定されています。

小規模保育事業

少人数(6名から19名まで)を対象に、きめ細やかな保育を実施する施設です。一部の施設には、「*連携園」が設定されています。

事業所内保育事業(地域枠)

会社の保育施設等で3歳未満の従業員の子ども(従業員枠)と地域で保育を必要とする子ども(地域枠)を対象に保育を行う施設です。地域枠に入所している児童が3歳児クラス以降も保育を希望する場合、一部の施設に「*連携園」が設定されています。

家庭的保育事業

一定の基準を満たした家庭的保育者が、自宅などで少人数(3名から5名まで)を対象に家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。生後6週間から入所が可能で、「*連携園」が設定されています。申請前の見学必須です。

■ 認定こども園(保育所部分)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った地域の子育て支援を行う施設で、対象年齢は0歳児クラスから5歳児クラスまでです。幼稚園部分(P.12)に入園する場合(1号認定)と、保育所部分(P.7~10)に入所する場合(2・3号認定)で申請方法が異なります。幼稚園部分の利用を希望する場合は、各施設に直接申請してください。保育所部分の利用を希望する場合は、保育課へ申請してください。

市内の認定こども園は、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の4つの類型に分かれています。

幼稚園型認定こども園：幼稚園としての認可を有し、保育所機能を備えている

保育所型認定こども園：保育所としての認可を有し、幼稚園機能を備えている

幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園としての認可を有している

地方裁量型認定こども園：保育所・幼稚園いずれの認可も有さず、保育所と幼稚園の機能を備えている

※連携園

「地域型保育事業」の一部施設に設定されている保育所・認定こども園を指します。

地域型保育事業は2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラス以降の預け先である連携園（事業所内保育事業は地域枠に限る。）の設定を進めています。連携園が設定されている場合、3歳児クラス以降は連携園に入所することが可能です。ただし、連携施設及び連携枠数については入園後に変動する場合があります。

① 地域型保育事業2歳児クラスの10月から翌3月までの入所について

連携園が設定されている地域型保育事業は、当該年度の卒園児のうち連携園に入所する児童数を9月頃に確定させています。そのため、連携園が設定されている地域型保育事業に10月1日以降に入所した場合、原則、入所した年度末までの利用となります。3歳児クラス以降も保育を希望する場合、改めて認可保育所等への申請が必要です。その際、「調整指数【施設利用の状況による調整指数】8点加点（P.26）」の対象外となります。ただし、地域型保育事業から連携園に入所する児童に余裕のある場合に限り、地域型保育事業を卒園後も連携園に入所が可能です。

② 連携園が複数設定されている施設について

希望の連携施設を選択できます。ただし、受け入れ枠数に対して希望者が多数の場合、認可保育所等入所利用調整基準に基づいて市が審査し、連携入所決定をするため、第1希望の連携先に進級できないことがあります。

③ 連携園の設定がない地域型保育事業の3歳児クラス以降の入所希望について

連携園の設定がない地域型保育事業の2歳児クラスの児童が、翌年4月以降も認可保育所等の入所を希望する場合は、翌年4月の入所申請が必要です。4月1次審査で優先して入所調整を行います。4月1次・4月2次審査では8点を加点します。認可保育所等への入所をお約束するものではありません。

（2）認可外保育施設とは（P.11）

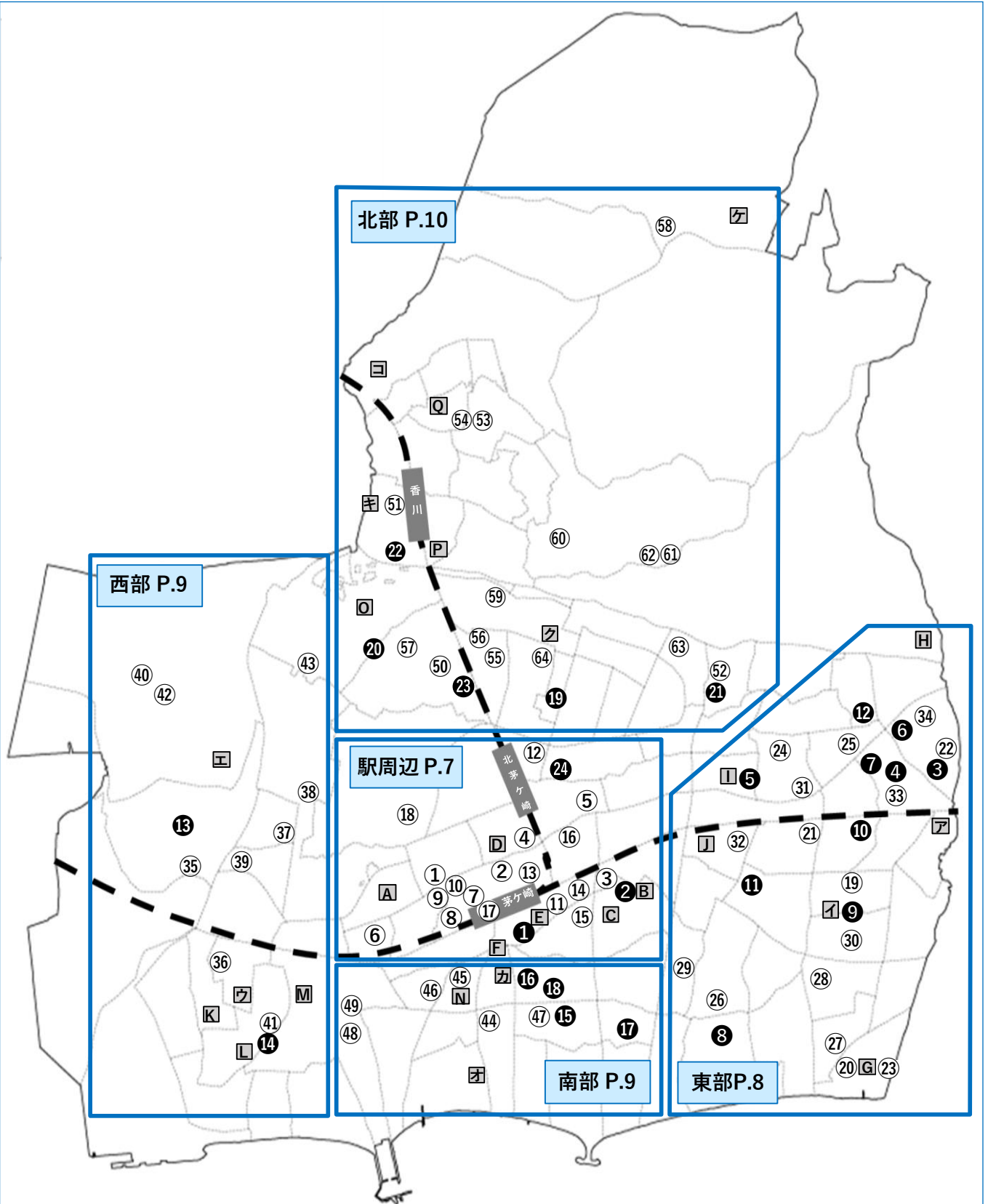
認可外保育所

国が定める基準は満たしていないが、各都道府県が定める基準に基づいて、知事への届出を行っている施設です。保護者の多様化するニーズにこたえたり、特色ある保育を提供したりしている施設もあります。入所希望の方は施設に直接申請してください。申請方法、空き状況、利用料金等についても、施設にお問い合わせください。

企業主導型保育所

企業が自社の従業員のために事業所内や周辺に設置した保育所です。自社従業員の子もだけでなく、地域住民の子もを受け入れています。

3 保育所等マップ



記号	施設種類
①～⑥④	保育所・認定こども園
①～②④	地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）
A～Q	認可外保育施設（企業主導型含む）
ア～コ	幼稚園

保育所・認定こども園
地域型保育事業












認可外保育施設



幼稚園



茅ヶ崎市内保育所等一覧

保育所・認定こども園				地域型保育事業				認可外保育施設				幼稚園						
177	記号	施設名		177	記号	施設名		177	記号	施設名		177	記号	施設名				
駅 周 辺	①	朝日ルート1保育園	西部	③5	うーたん保育園	駅 周 辺	①	さくら保育ルーム	駅 周 辺	A	おひさま保育舎	東 部	ア	浜竹幼稚園				
	②	アスク茅ヶ崎保育園		③6	青和保育園		②	わかまつキッズROOM		B	KO☆DAKARAほいくえん (企業主導型)		イ	まつなみ幼稚園				
	③	アスク茅ヶ崎さざん保育園		③7	鶴嶺くじら保育園 ※R8.4～認定保育所		②4	ちがさきアカシア保育園 ※R8.4 新規開園		C	虹の丘 (幼稚園類似施設)	西 部	ウ	茅ヶ崎浜見平幼稚園				
	④	ウェルネス保育園茅ヶ崎		③8	鶴嶺フェルマータ保育園	③	キッズプレイス辻堂	D		ふれあい茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	エ		茅ヶ崎みなもと幼稚園					
	⑤	こどりの詩保育園		③9	幼保連携型認定こども園 梅雲こども園 ※R8.4～認定こども園	④	サクラフェリーチェ保育園・ 辻堂	E		びよびよルーム ※一時預かりのみ	南 部	オ	恵泉幼稚園					
	⑥	幼保連携型認定こども園 十間坂こども園 ※R8.4～認定こども園		④0	秋園愛児園	⑤	Thank youキッズ分園舎	F		Little Starfish International School		カ	高砂幼稚園					
	⑦	湘南アイルド茅ヶ崎保育園		④1	浜見平保育園〈公立〉	⑥	HANA I みらい愛育園 赤松町	G	S.Y.G Kram-Skolan (企業主導型)	北 部	キ	香川富士見丘幼稚園						
	⑧	茅ヶ崎保育園		④2	ぼとふ茅ヶ崎保育園	⑦	HANA I みらい愛育園 本宿町	H	企業主導型保育園まるめ ろっじ (企業主導型)		ク	茅ヶ崎すみれ幼稚園						
	⑨	茅ヶ崎ひよこ保育園		④3	幼保連携型認定こども園 西久保こども園 (認定こども園) ※R8.4～認定こども園	⑧	hareirokids松が丘保育園	I	Thank you (企業主導型)		ケ	ひかりの子幼稚園						
	⑩	茅ヶ崎ゆめいろ保育園		④4	すまいるステーション保育園	⑨	hareirokids松浪保育園	J	ひばりほいく		コ	めぐみの子幼稚園						
	⑪	茅ヶ崎ゆめいろ保育園 南口分園		④5	中海岸保育園〈公設民営〉 ※R10.4 民間移管	東 部	⑩	ビノキオ幼児舎辻堂園	東 部	K	ベストキッズ茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	北 部	ク	めぐみの子幼稚園				
	⑫	ぼかぼか保育園		④6	HANA I みらい保育園 サザン通り		⑪	マザーグース保育ルーム		L	マザーグースBaby & Kids (企業主導型)		ケ	めぐみの子幼稚園				
	⑬	まなびの森こども園茅ヶ崎 (認定こども園)		④7	ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園		⑫	MIRATZ湘南辻堂保育園		M	めもか保育ルーム ※一時預かりのみ		コ	めぐみの子幼稚園				
	⑭	マミー保育園茅ヶ崎		④8	幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園 (認定こども園) ※R8.4～認定こども園		西 部	⑬	とまとさんの保育室	南 部	N		まんまる保育室 ※一時預かりのみ	北 部	キ	めぐみの子幼稚園		
	⑮	聖鳩幼稚園 (認定こども園)		④9	幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園分園プリエール ひまわり (認定こども園) ※R8.4～認定こども園			⑭	マザーグースBRANCH 茅ヶ崎2保育園		O		キッズガーデンCoppice ※一時預かりのみ		ク	めぐみの子幼稚園		
	⑯	ミラツ湘南茅ヶ崎保育園		⑤0	あおぞら輝き保育園			⑮	かもめ保育園		P		たんぼぼルーム ※一時預かりのみ		ケ	めぐみの子幼稚園		
	⑰	メリー★ポピンズ ラスカ 茅ヶ崎ルーム		⑤1	香川保育園〈公立〉	南 部	⑯	ゆうゆう保育園	北 部	Q	ちがさき・もあな保育園 (企業主導型)	コ	めぐみの子幼稚園					
	⑱	レイモンド茅ヶ崎保育園		⑤2	湘南くすの木保育園		⑰	ゆめの木ほいくえん		A～Qの認可外施設はP.11へ ア～コの幼稚園はP.12へ	医療的ケアが必要なお子さんの 保育所等の利用に関する情報はこちら		保護者の負担をぐっと減らす！ 園のサービスまるわかりガイド		保育所等によって、連絡ツールにアプリを活用、キャッ シュレス利用、駐車場の有無、おむつのサブスクの実施、 敷布団やシーツの用意など園の特色を事前にチェック！			
⑳	小和田保育園〈公立〉 ※R13.4 民間移管	⑤3	湘南なでしこ保育園	⑱	よちよち保育室		北 部	⑲								おひさまキッズアカデミー	『ここdeサーチ』で検索してください	
㉑	汐見台キッズステージ	⑤4	湘南なでしこ保育園分園	⑲	Thank youキッズ 保育園	⑲		湘南くすの木 けん										
㉒	湘南辻堂はないる保育園分園 ※R8.4 新規開園	⑤5	湘南マドカ幼稚園 (認定こども園)	⑲	ふれ～ず保育室	⑲		みらいしょうなん保育園 ※R8.4 新規開園										
㉓	湘南幼児学園 (認定こども園)	⑤6	湘南やまゆり幼稚園 (認定こども園)	東 部	保護者の負担をぐっと減らす！ 園のサービスまるわかりガイド	保育所等によって、連絡ツールにアプリを活用、キャッ シュレス利用、駐車場の有無、おむつのサブスクの実施、 敷布団やシーツの用意など園の特色を事前にチェック！												
㉔	松林ころえん (認定こども園)	⑤7	湘南やまゆり第二幼稚園 (認定こども園)					北 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください									
㉕	茅ヶ崎松若こども園 (認定こども園)	⑤8	芹沢保育園							東 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください							
㉖	浜須賀保育園〈公立〉	⑤9	鶴が台保育園〈公立〉 ※R13年3月閉園、R8は0歳児7人廃止				東 部						施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください					
㉗	フィートリッチ・フィールズ ・緑が浜	⑥0	なぎさ保育園													東 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください	
㉘	平和学園幼稚園 (認定こども園)	⑥1	なぎさ第二保育園															
㉙	松が丘こども園 (認定こども園) ※R8.4～認定こども園	⑥2	渚ピクニック (なぎさ第二保育園分園)	東 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください													
㉚	松浪れいらに保育園	⑥3	室田保育園〈公立〉					東 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください									
㉛	まなびの森茅ヶ崎こども園	⑥4	レイモンド湘南こども園 (認定こども園)							東 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください							
㉜	まなびの森茅ヶ崎もりのこ ども園 (認定こども園)						東 部						施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください					
㉝	まなびの森辻堂もりのこ ども園 (認定こども園)															東 部	施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム 『ここdeサーチ』で検索してください	
㉞	まなびの森保育園辻堂																	

4 認可保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

(1) 駅周辺エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）

マップ 種別	施設名 (申請書用園番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間(延長含む)		連携園	駐車場
					土曜保育(延長含む)	土曜保育(延長含む)		
①	朝日ルート1保育園 (園番号:1206572)	茅ヶ崎1-2-66 ☎0467-81-3907	1歳児クラス～	60	7時～19時 7時～18時30分	—	—	あり
②	アスク茅ヶ崎保育園 (園番号:1200033)	元町7-42 ☎0467-59-4550	57日目～	90	7時～20時 7時～18時	—	—	なし
③	アスク茅ヶ崎さざん保育園 (園番号:1200036)	若松町2-20Weave 1F ☎0467-84-5055	57日目～	90	7時～20時 7時～18時	—	—	あり
④	ウェルネス保育園茅ヶ崎 (園番号:1200056)	茅ヶ崎2-7-71 イオンスタイル湘南茅ヶ崎内 ☎0467-58-5260	57日目～	77	7時～19時 7時30分～18時30分	—	—	あり 専用でない ため要問合せ
⑤	ことりの詩保育園 (園番号:1200046)	本村4-19-26 ☎0467-38-6820	57日目～	90	7時～20時 7時～20時	—	—	なし 車送迎禁止
⑥ 認定 こども園	幼保連携型認定こども園十間坂こども園 (園番号:3206679) 令和8年4月「認可保育所」から「認定こども園」に移行	十間坂2-2-13 ☎0467-87-1256	6か月～	120	7時～19時 7時～19時	—	—	あり 路上待機禁止
⑦	湘南アイルド茅ヶ崎保育園 (園番号:1200035)	新栄町10-4 ☎0467-84-2311	6か月～	80	7時～19時 7時～19時	—	—	なし
⑧	茅ヶ崎保育園 (園番号:1200014)	新栄町3-32 ☎0467-82-3030	6か月～	90	7時～19時 7時～19時	—	—	なし
⑨	茅ヶ崎ひよこ保育園 (園番号:1200047)	新栄町13-45陽北ビル ☎0467-84-9761	57日目～	49	7時～19時30分 7時～19時30分	—	—	なし
⑩	茅ヶ崎ゆめいろ保育園 (園番号:1200038)	新栄町12-12 1F ☎0467-82-1119	6か月～	53	7時～19時 7時～18時	—	—	なし
⑪	茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園 (園番号:1200051)	幸町5-8 茅ヶ崎メディカルセンター1F ☎0467-81-4153	1歳児クラス～	36	7時～19時 7時～18時 (土曜はゆめいろ本園)	—	—	あり
⑫	ぼかぼか保育園 (園番号:1200040)	茅ヶ崎234-1 2F ☎0467-55-2032	1歳児クラス～	30	7時～19時30分 7時～19時30分	—	—	あり
⑬ 認定 こども園	まなびの森こども園茅ヶ崎 (園番号:3206568)	元町9-19 ☎0467-38-5816	57日目～	90	7時～20時 7時～20時	—	—	なし
⑭	マミー保育園茅ヶ崎 (園番号:1200041)	幸町9-11 ☎0467-82-3517	1歳児クラス～	36	7時～20時 7時～20時	—	—	なし
⑮ 認定 こども園	聖鳩(みはと)幼稚園 (園番号:3200092) 入所にかかる費用等を必ず施設にご確認ください。	東海岸北3-10-4 ☎0467-82-2573	3歳児クラス～	15	7時～19時 7時～18時	—	—	あり
⑯	ミラツ湘南茅ヶ崎保育園 (園番号:1206570)	本村1-2-14-3F医療モール湘南 ☎0467-53-9732	57日目～	60	7時～19時 7時～19時	—	—	なし
⑰	メリー★ポピンズ ラスカ茅ヶ崎ルーム (園番号:1200045)	元町1-1 ラスカ茅ヶ崎6F ☎0467-53-7690	57日目～	60	7時～20時 7時～20時	—	—	なし
⑱	レイモンド茅ヶ崎保育園 (園番号:1200030)	矢畑782-3 ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ1街区 1F ☎0467-59-5006	6か月～	40	7時～19時 7時～19時	—	—	あり
㉑ 小規模	さくら保育ルーム (園番号:4200077)	幸町20-12 ☎0467-81-4898	3か月～ 2歳児クラス	17	7時～19時 7時～19時	③アスクさざん(2名) ⑤聖鳩幼稚園(5名)	—	あり
㉒ 小規模	わかまつキッズROOM (園番号:4200070)	若松町19-19 ライブピアモア茅ヶ崎1C ☎0467-38-4228	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時 7時～19時	⑥浜須賀保育園	—	あり
㉓ 小規模	ちがさきアカシア保育園 (園番号:4206732) 令和8年4月に新規開園	本村5-3-34 ☎0467-73-8889	1歳児クラス～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～19時	設定なし	—	あり

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。



施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム『ここdeサーチ』で検索してください



一時預かり事業についてはこちらからご確認ください



保護者の負担をぐっと減らす！
園のサービスまるわかりガイド

保育所等によって、連絡ツールにアプリを活用、キャッシュレス利用、駐車場の有無、おもつのサブスクの実施、敷布団やシーツの用意など特色があります。事前にチェック！

(2) 東部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業(小規模・事業所内・家庭的)

マップ 種別	施設名 (申請番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間(延長含む) 土曜保育(延長含む)	連携園	駐車場
⑭	小和田保育園<公立> (園番号:1100001) 令和13年4月に民間移管	松浪1-8-4 ☎0467-82-8571	6か月～	90	7時～19時 7時～19時	—	なし
⑮	汐見台キッズステージ (園番号:1200032)	汐見台3-11 ☎0467-83-0700	6か月～	72	7時～19時 7時～19時	—	あり
⑰	湘南辻堂はないろ保育園 (園番号:1200054)	出口町10-3 ☎0467-55-5890	57日目～	58	7時～19時30分 7時～19時30分	—	あり
⑳	湘南辻堂はないろ保育園分園 (園番号:1206699) 令和8年4月に新規開園	赤松町13-41 ☎0467-55-8581	57日目～	41	7時～19時30分 7時～19時30分	—	なし 車送迎禁止
㉓ 認定 こども園	湘南幼児学園 (園番号:3206130) 入所にかかる費用等を必ず施設にご確認ください。	汐見台3-15 ☎0467-83-2079	3歳児クラス～	12	7時～19時 7時～19時	—	なし
㉔ 認定 こども園	松林こころえん (園番号:3200019)	小和田1-5-36 ☎0467-52-5560	6か月～	120	7時～19時 7時～18時	—	あり
㉕ 認定 こども園	茅ヶ崎松若こども園 (園番号:3200087)	小和田2-12-47 ☎0467-33-5188	6か月～	130	7時～19時 7時～18時	—	なし 車送迎禁止
㉖	浜須賀保育園<公立> (園番号:1100006)	松が丘2-8-60 ☎0467-87-2034	6か月～	150	7時～19時 7時～19時	—	あり
㉗	フィートリッチ・フィールズ・緑が浜 (園番号:1200021)	緑が浜7-52 ☎0467-86-0147	6か月～	130	7時～19時 7時～19時	—	あり
㉘ 認定 こども園	平和学園幼稚園 (園番号:3200088) 入所にかかる費用等を必ず施設にご確認ください。	富士見町5-2 ☎0467-87-1661	1歳児クラス～	65	7時～19時 7時～19時	—	あり
㉙ 認定 こども園	松が丘こども園 (園番号:3206678) 令和8年4月「認可保育所」から「認定こども園」に移行	松が丘1-1-72 ☎0467-86-5895	6か月～	120	7時～19時 7時～18時	—	なし
㊳	松浪れいらに保育園 (園番号:1200042)	松浪2-3-28 ☎0467-81-5817	57日目～	100	7時～20時 7時～20時	—	なし 車送迎禁止
㊴	まなびの森 茅ヶ崎こども園 (園番号:1200026)	小和田1-16-52 ☎0467-51-7727	6か月～	60	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊵ 認定 こども園	まなびの森茅ヶ崎もりのこども園 (園番号:3206567)	ひばりが丘4-30 ☎0467-87-3325	57日目～	90	7時～20時 7時～20時	—	あり
㊶ 認定 こども園	まなびの森辻堂もりのこども園 (園番号:3206569)	本宿町10-26 ☎0467-38-8350	57日目～	59	7時～20時 7時～20時	—	なし 車送迎禁止
㊷	まなびの森保育園辻堂 (園番号:1200049)	赤松町5-33 ☎0467-38-4512	6か月～	120	7時～20時 7時～19時	—	あり
㊸ 小規模	キッズプレイス辻堂 (園番号:4206622)	赤松町13-23 シェリア湘南辻堂ゲートハ ウス1階 ☎0467-51-2471	1歳児クラス～ 2歳児クラス	令和7年度 12 令和8年度 16	7時～19時 7時～19時	設定なし	なし
㊹ 小規模	サクラフェリーチェ保育園・辻堂 (園番号:4200086)	本宿町6-15 ☎0467-52-5011	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～19時	㉑茅ヶ崎こども園 ㉒茅ヶ崎もりのこども園 ㉓辻堂もりのこども園 ㉔まなびの森辻堂 ※4園で8名。 振り分けは年度で異なる	なし
㊺ 小規模	Thank youキッズ分園舎 (園番号:4206620)	松林1-16-33-3 こどもたちのみらい館 ☎0467-81-3811	1歳児クラス～ 2歳児クラス	15	7時～19時 7時～19時	企業主導型Thank you	あり
㊻ 小規模	HANA みらい愛育園 赤松町 (園番号:4200074)	赤松町1-37 ニューホライズン湘南1階 ☎0467-26-2201	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～19時	㉕茅ヶ崎松若こども園	あり
㊼ 小規模	HANA みらい愛育園 本宿町 (園番号:4200082)	本宿町4-22 ☎0467-53-7088	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～19時	㉕茅ヶ崎松若こども園	あり
㊽ 小規模	hareirokids松が丘保育園 (園番号:4206618)	松が丘2-13-5 アマポーラ湘南1階 ☎0467-73-9138	1歳児クラス～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～18時	設定なし	あり
㊾ 小規模	hareirokids松浪保育園 (園番号:4206619)	松浪1-5-1 ☎0467-73-9226	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時 7時～18時	設定なし	なし
㊿ 小規模	ピノキオ幼児舎辻堂園 (園番号:4200080)	浜竹1-14-1アドヴァンスフジ102 ☎0467-83-8355	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時 7時～18時	㉕茅ヶ崎松若こども園	なし
① 小規模	マザーグース保育ルーム (園番号:4200071)	美住町2-10 ☎0467-59-1157	57日目～ 2歳児クラス	12	7時～20時 7時～18時	㉘平和学園幼稚園	あり
② 小規模	MIRATZ湘南辻堂保育園 (園番号:4200084)	養沼3-1-26 1F SHONAN AOYAGI BLD. ☎0467-39-6973	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～19時	㉕茅ヶ崎松若こども園	なし

(3) 西部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業(小規模・事業所内・家庭的)

マップ 種別	施設名 (申請書用園番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間(延長含む)		連携園	駐車場
					土曜保育(延長含む)			
㊸	うーたん保育園 (園番号:1200031)	今宿473-1 ☎0467-84-4010	6か月～	72	7時～19時	7時～19時	—	あり
㊹	青和保育園 (園番号:1200018)	松尾8-23 ☎0467-82-1777	6か月～	90	7時～19時	7時～18時	—	あり
㊺	鶴嶺くじら保育園 (園番号:1206676) 令和8年4月「小規模保育事業」から「認可保育所」に移行	下町屋3-4-29 ☎0467-53-7580	令和7年度		7時～19時	令和7年10月入所以降は 鶴嶺くじら保育園の 3歳児クラスに進級	専用ではない ため要問合せ	
			57日目～2歳児クラス	19	7時～19時			
			令和8年度		7時～19時			
㊻	鶴嶺フェルマータ保育園 (園番号:1200055)	浜之郷436-1 ☎0467-84-9564	57日目～	59	7時～19時	7時～19時	—	あり
㊼ 認定 こども園	幼保連携型認定こども園 梅雲こども園 (園番号:3206681)	下町屋2-14-15 ☎0467-85-5560	6か月～	90	7時～19時	—	あり	
					7時～19時			
㊽	萩園愛児園 (園番号:1200023)	萩園3800 ☎0467-86-5894	6か月～	90	7時～19時	7時～19時	—	あり
㊾	浜見平保育園<公立> (園番号:1100003)	浜見平11-1 ☎0467-83-1011	57日目～	120	7時～19時	7時～19時	—	ハマミナー・ BRANCH茅ヶ崎2
㊿	ぼとぶ茅ヶ崎保育園 (園番号:1206571)	萩園1230東総ビル2F-A ☎0467-84-0606	57日目～	60	7時～19時	7時～19時	—	あり
㊽ 認定 こども園	幼保連携型認定こども園 西久保こども園 (園番号:3206680) 令和8年4月「認可保育所」から「認定こども園」に移行	西久保596-7 ☎0467-87-0311	6か月～	120	7時～19時	—	あり	
					7時～19時			
㊽ 家庭的	とまとさんの保育室 (園番号:5200062)	今宿623-21 ☎090-8111-6009	生後6週～ 2歳児クラス	3	7時30分～18時	7時30分～18時	㊾浜見平保育園	あり
㊽ 小規模	マザーグースBRANCH茅ヶ崎2保育園 (園番号:4200081)	浜見平3-1 BRANCH茅ヶ崎2 2階 ☎0467-81-4457	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～20時	7時～18時	㊾浜見平保育園	施設内駐車場 利用可

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

(4) 南部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業(小規模・事業所内・家庭的)

マップ 種別	施設名 (申請書用園番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間(延長含む)		連携園	駐車場
					土曜保育(延長含む)			
㊽	すまいるステーション保育園 (園番号:1200039)	東海岸南1-4-6 ☎0467-84-9646	57日目～	51	7時～19時30分	7時～19時30分	—	あり
㊾	中海岸保育園<公設民営> (園番号:1100007) 令和10年4月に民間移管	中海岸1-2-42 ☎0467-59-1530	57日目～	120	7時～20時	7時～20時	—	あり
㊿	HANA Iみらい保育園 サザン通り (園番号:1206374)	共恵2-3-17 ☎0467-84-7711	57日目～	43	7時～19時	7時～19時	—	あり
㊽	ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園 (園番号:1200048)	東海岸南2-6-9 茅ヶ崎共生ビル2階 ☎0467-57-6151	6か月～	58	7時～20時	7時～20時	—	なし
㊽ 認定 こども園	幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園 (園番号:3206677) 令和8年4月「認可保育所」から「認定こども園」に移行	南湖4-13-30 ☎0467-82-4441	6か月～	90	7時～19時	—	あり	
					7時～18時			
㊽ 認定 こども園	幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり (園番号:3206682) ※3歳児クラス以降は「ひまわり愛児園」に通園 令和8年4月「認可保育所」から「認定こども園」に移行	南湖4-4-5 ルードシズメゾン1F ☎0467-82-4441	6か月～ 2歳児クラス	20	7時～19時	—	あり	
					7時～18時			
㊽ 小規模	かもめ保育園 (園番号:4206573)	東海岸南2-6-14 長尾ビル1F ☎0467-81-5410	6か月～ 2歳児クラス	19	7時～19時	7時～19時	令和7年10月入所から ㊿ピノキオ幼児舎茅ヶ崎(5名) ㊽浜須賀保育園(3名)	あり
㊽ 小規模	うゆう保育園 (園番号:4200076)	東海岸北2-1-42 サンシルクマンション1階 ☎0467-38-6360	3か月～ 2歳児クラス	19	7時～19時	7時～19時	㊽茅ヶ崎ゆめいろ南口分園	あり
㊽ 小規模	ゆめの木ほいくえん (園番号:4206621)	東海岸南5-4-22 ☎0467-57-4386	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時	7時～18時	㊿湘南アイルド茅ヶ崎(2名) ㊽松が丘保育園(1名) ㊽湘南幼児学園(3名)※幼稚園部分	あり
㊽ 家庭的	よちよち保育室 (園番号:5200063)	東海岸北2-11-45 鈴木ハイツ101 ☎0467-85-4822	生後6週～ 2歳児クラス	5	8時～18時	8時～18時	㊽浜須賀保育園	あり

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

(5) 北部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）

マップ 種別	施設名 (申請番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間(延長含む) 土曜保育(延長含む)	連携園	駐車場
㊦	あおぞら輝き保育園 (園番号: 1200043)	円蔵2108-4 ☎0467-73-8076	6か月～	37	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊧	香川保育園<公立> (園番号: 1100005)	香川4-46-1 ☎0467-57-6002	6か月～	90	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊨	湘南くすの木保育園 (園番号: 1200028)	松林3-4-5 ☎0467-50-1125	6か月～	96	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊩	湘南なでしこ保育園 (園番号: 1200029)	みずぎ4-24-17 ☎0467-52-7405	3歳児クラス～	54	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊪	湘南なでしこ保育園分園 (園番号: 1200050) ※3歳児クラス以降は「湘南なでしこ保育園」に通園	香川7-7-1 ※湘南なでしこ保育園向かい ☎0467-39-6006	6か月～ 2歳児クラス	42	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊫ 認定 こども園	湘南マドカ幼稚園 (園番号: 3200091) 入所にかかる費用等を必ず施設にご確認ください。	円蔵1-20-15 ☎0467-54-2363	3歳児クラス～	20	7時30分～18時30分 7時30分～18時30分	—	あり
㊬ 認定 こども園	湘南やまゆり幼稚園 (園番号: 3200089) 入所にかかる費用等を必ず施設にご確認ください。	円蔵2-14-12 ☎0467-51-4297	3歳児クラス～	10	7時30分～18時30分 7時30分～18時30分	—	あり
㊭ 認定 こども園	湘南やまゆり第二幼稚園 (園番号: 3200090) 入所にかかる費用等を必ず施設にご確認ください。	円蔵2350 ☎0467-85-2146	3歳児クラス～	20	7時30分～18時30分 7時30分～18時30分	—	あり
㊮	芹沢保育園 (園番号: 1200025)	芹沢1056 ☎0467-51-3669	6か月～	60	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊯	鶴が台保育園<公立> (園番号: 1100004) 令和13年3月末で閉園。令和8年4月から0歳児クラス廃止	鶴が台10-8 ☎0467-51-0782	6か月～	90	7時～19時 7時～19時	—	なし
㊰	なぎさ保育園 (園番号: 1200016)	甘沼898 ☎0467-52-0008	6か月～	100	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊱	なぎさ第二保育園 (園番号: 1200027)	甘沼244-3 ☎0467-52-7009	6か月～	90	7時～19時 7時～18時	—	あり
㊲	渚ピクニック(なぎさ第二保育園分園) (園番号: 1200044) ※3歳児クラス以降は「なぎさ第二保育園」に通園	甘沼252-1 ☎0467-52-7009 (なぎさ第二保育園に連絡)	6か月～ 2歳児クラス	21	7時～19時 7時～18時	—	あり
㊳	室田保育園<公立> (園番号: 1100002)	室田1-3-13 ☎0467-53-1225	6か月～	60	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊴ 認定 こども園	レイモンド湘南こども園 (園番号: 3206566)	円蔵1-19-50 ☎0467-50-0421	6か月～	60	7時～19時 7時～19時	—	あり
㊵ 小規模	おひさまキッズアカデミー (園番号: 4206574)	高田5-4-36 ☎0467-55-2533	1歳児クラス～ 2歳児クラス	18	7時～19時 7時～19時	設定なし	施設内駐車場 利用可
㊶ 小規模	Thank youキッズ保育園 (園番号: 4206482)	円蔵2512-7 ☎080-3560-7650	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時 7時～19時	設定なし	あり
㊷ 事業所内	湘南くすの木 けん (園番号: 7200069)	松林3-4-6 ☎0467-55-8808	2か月～ 2歳児クラス	9 (地域枠)	7時～19時 7時～19時	㊸湘南くすの木	あり
㊸ 家庭的	ふれ～ず保育室 (園番号: 5206045)	香川4-20-1 サンライズ湘南1-A ☎080-7942-1075	生後6週～ 2歳児クラス	5	8時～18時 8時～18時	㊸香川保育園	あり
㊹ 小規模	みらいしょうなん保育園 (園番号: 4206731) 令和8年4月に新規開園	円蔵262-7 ☎0467-73-8883	6か月～ 2歳児クラス	12	7時～19時 7時～19時	設定なし	あり

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

◆クラス年齢◆

クラス年齢は4月1日現在の年齢で決定し、年度内に誕生日を迎えても変わりません。

入所後の保育料はクラス年齢によって決まります。この区分は、年度途中入所の場合であっても同様です。

クラス年齢】	<令和8年度クラス年齢生年月日>	<令和7年度クラス年齢生年月日>
0歳児クラス	令和7(2025)年4月2日以降	令和6(2024)年4月2日以降
1歳児クラス	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
2歳児クラス	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
3歳児クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
4歳児クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
5歳児クラス	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日

5 認可外保育施設（企業主導型を含む）

認可外保育施設の利用を希望する方は、各施設に直接申請してください。申請方法、空き状況、利用料金等についても、各施設にお問い合わせください。

なお、認可外保育施設は市外の施設であっても利用可能です。市外の施設の利用を開始する場合にも茅ヶ崎市から保育の必要性の認定を受ける必要がある場合があります。ご不明な点は保育課にお問い合わせください。

マップ エリア	マップ 記号	施設名	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	通常保育開所時間 (延長含む)
駅 周 辺	A	おひさま保育舎	十間坂3-10-36 ☎0467-26-3751	1歳～ 0歳は要相談	22	7時～19時 ※8時前、18時以降は要相談 (土曜日休園)
	B	KO☆DAKARAほいくえん (企業主導型)	若松町19-19 ライフピアモア茅ヶ崎201 ☎0467-59-1222	6か月～	12 ※地域枠6	7時～19時
	C	虹の丘 (幼稚園類似施設)	東海岸北4-5-14 ☎0467-58-3883	3歳児クラス～	27	9時～13時50分 (土曜日休園)
	D	ふれあい茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	茅ヶ崎2-1-38 ソシエ式番館205 ☎0467-88-0866	6か月～6歳	15 ※地域枠2	7時30分～18時30分
	E	びよびよルーム ※一時預かりのみ	幸町4-35-1階 ☎0467-91-1009	3か月～	9	月～金 9時～17時30分 土 9時～16時30分 祝日9時～17時(不定期)
	F	Little Starfish International School	東海岸北1-2-4 高砂ヴィレッジ108 ☎0467-62-3236	満2歳～	92	9時～18時 (土曜日休園)
東 部	G	S. Y. G Kram-Skolan (企業主導型)	汐見台3-15 ☎0467-50-0089	満1歳～	59 ※地域枠29	7時～20時
	H	企業主導型保育園まるめろっじ (企業主導型)	赤羽根2703-4 ☎0467-53-0025	2か月～	18 ※地域枠9	7時～19時
	I	Thank you (企業主導型)	松林1-16-33 ☎0467-81-3811	満1歳～ (満1歳になっていない場合は応相談)	29 ※地域枠14	7時～19時
	J	ひばりほいく	ひばりが丘3-33 ☎0467-83-9619	2か月～	5	7時30分～18時
西 部	K	ベストキッズ茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	柳島1-9-15柳島店舗 ☎0467-84-9731	85日目～3歳	19 ※地域枠9	8時～19時
	L	マザーグースBaby&Kids (企業主導型)	浜見平3-1 BRANCH茅ヶ崎2 2階 ☎0467-81-4411	6か月～	12 ※地域枠6	7時～20時
	M	めもか保育ルーム ※一時預かりのみ	南湖2-15-36 ☎0467-53-8872	2か月～3歳未満	3	月～金 9時～18時 土 9時～14時
南 部	N	まんまる保育室 ※一時預かりのみ	中海岸1-4-66 ☎070-2308-0547	6か月～3歳未満	3	7時～19時 土・日・祝日は要相談
北 部	O	キッズガーデンCoppice ※一時預かりのみ	西久保727-1-101 ☎090-3547-7514	生後6週～7歳	5	8時～18時 (7時～8時可)
	P	たんぼぼルーム ※一時預かりのみ	香川3-4-5 ☎090-6569-8530	生後6週～	5	9時～17時
	Q	ちがさき・もあな保育園 (企業主導型)	香川7-12-1 ☎0467-33-4668	6か月～	24 ※地域枠12	7時30分～19時30分 (日曜日開園)

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。



施設の場所の詳細は子ども・子育て支援情報公表システム『ここdeサーチ』で検索してください



一時預かり事業についてはこちらからご確認ください

6 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

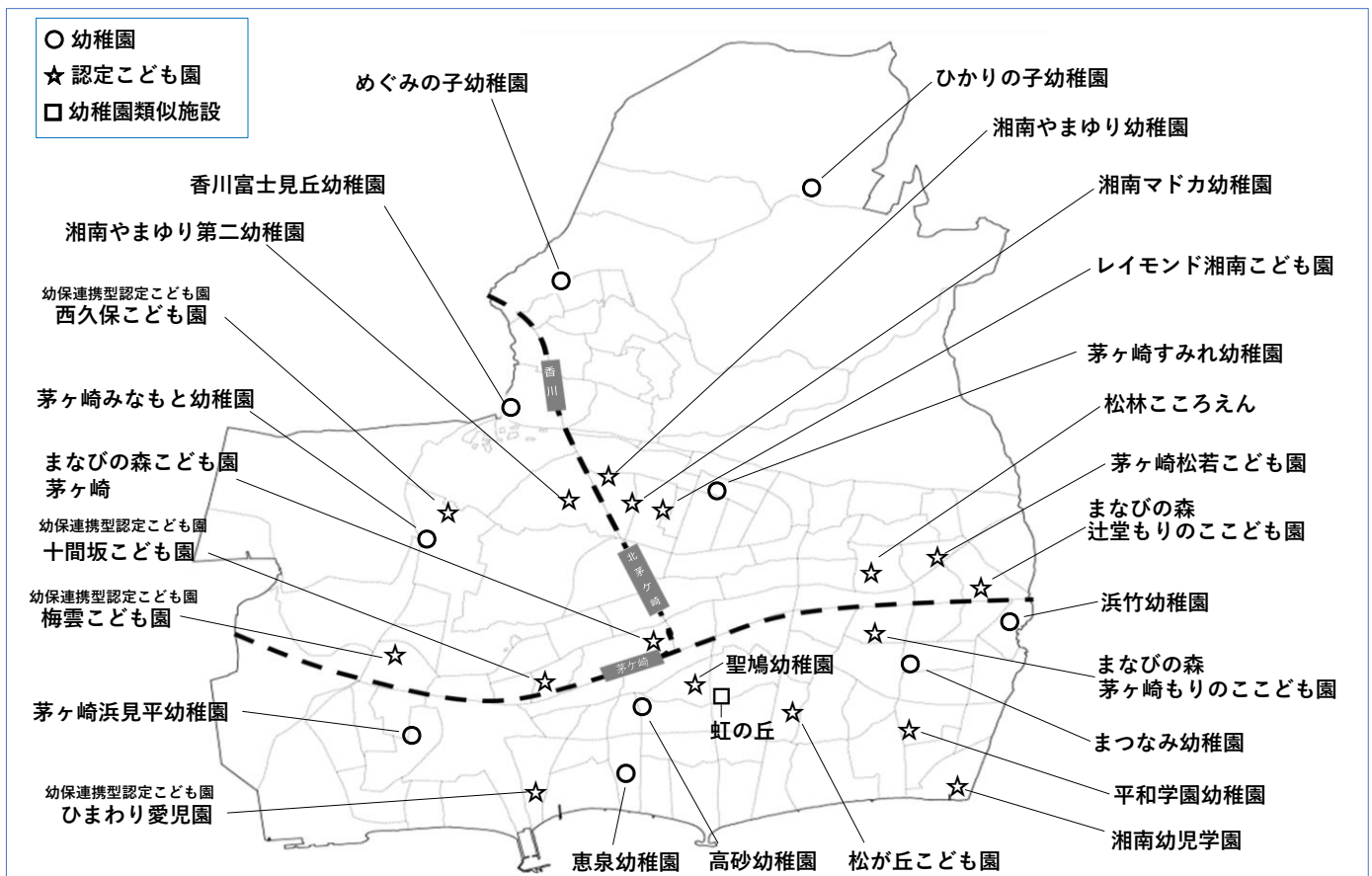


幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）への入園を希望する方は、各施設に直接申請してください。申請方法、入園金、利用料等についても各施設にお問い合わせください。

なお、市外の施設であっても入園可能です。市外の施設の利用を開始する場合にも茅ヶ崎市から「教育・保育給付 1 号認定（P.1）」を受ける必要があります。ご不明な点は保育課にお問い合わせください。

「○幼稚園」（一部を除く）と「☆認定こども園」では教育時間以外に「預かり保育」を実施しています。実施している時間や料金等については各施設にお問い合わせください。保育を必要とする事由がある場合、「子育てのための施設等利用給付認定」（P.35）を受けることで、利用料が無償化の対象となります。

「預かり保育」の利用により、認可保育所等と同様の長時間の預かりが可能となりますので、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）のご利用をぜひご検討ください。



○幼稚園

3歳児クラスまたは満3歳クラスから小学校就学までの幼児を教育する教育施設です。教育時間は就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

☆認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせもった施設です。保育所部分で入所する方と幼稚園部分で入園する方がいます。

□幼稚園類似施設

幼稚園としての認可は受けていないが、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を提供している施設です。就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

掲載情報は令和7年8月の情報です。変更される場合がありますので、令和8年4月以降の情報は直接施設へお問い合わせください。

なお、入園を希望する方は直接施設に申請してください。

○私立幼稚園

園名・所在地・TEL	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
香川富士見丘幼稚園 私学助成幼稚園 (香川4-50-27) Tel.0467-86-6340	年少(3歳児):2クラス 約40名 年中(4歳児):2クラス 約60名 年長(5歳児):2クラス 約60名	9時00分～14時00分(月～金)	平日(朝):8時00分から 平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:8時00分～17時00分 備考:夏休み期間中は園の定めた日	月・水・木	火・金	○	○
恵泉幼稚園 私学助成幼稚園 (中海岸3-1-19) Tel.0467-82-3023	年少(3歳児):4クラス 約100名 年中(4歳児):4クラス 約100名 年長(5歳児):4クラス 約120名	年少:9時00分～13時30分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水) 年中:9時00分～13時45分(月・火・木・金) 9時00分～11時45分(水) 年長:9時00分～14時00分(月・火・木・金) 9時00分～12時00分(水)	平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:9時00分～18時00分 ※定員があります	× 牛乳のみ 提供	月・火・木・金	○	× 制服あり
高砂幼稚園 私学助成幼稚園 (東海岸北1-3-31) Tel.0467-86-8880	年少(3歳児):2クラス 約60名 年中(4歳児):2クラス 約60名 年長(5歳児):2クラス 約60名	9時00分～14時00分(月～金)	×	×	月～金	○	○
茅ヶ崎すみれ幼稚園 新制度移行幼稚園 (高田2-2-3) Tel.0467-51-9000	満3歳児クラス:2クラス 約35名 年少(3歳児):4クラス 約70名 年中(4歳児):3クラス 約70名 年長(5歳児):3クラス 約70名	8時30分～14時00分(月～金) 8時30分～11時10分(午前保育)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:7時30分～18時00分	月・水・木	火・金	○	○
茅ヶ崎浜見平幼稚園 私学助成幼稚園 (松尾6-11) Tel.0467-82-8518	年少(3歳児):3クラス 約60名 年中(4歳児):3クラス 約60名 年長(5歳児):2クラス 約60名	9時00分～14時00分(月～金) 9時00分～11時30分(午前保育)	平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:9時00分～17時00分	月・火	水・木・金	○	○
茅ヶ崎みなもと幼稚園 私学助成幼稚園 (萩沢2217) Tel.0467-86-5899	満3歳児クラス:2クラス 約40名 年少(3歳児):2クラス 約50名 年中(4歳児):2クラス 約50名 年長(5歳児):2クラス 約50名	9時30分～14時00分(通常平日) 9時30分～11時00分(保育参観日・誕生会の日・夏期保育日・その他園行事等)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:(7時00分希望者のみ) 8時00分～18時00分	月・火・水	木・金	○	○
浜竹幼稚園 私学助成幼稚園 (浜竹3-4-53) Tel.0467-82-0464	年少(3歳児):2クラス 約46名 年中(4歳児):2クラス 約50名 年長(5歳児):2クラス 約50名	8時30分～14時00分(月・火・木・金) 8時30分～11時00分(水) 年中組・年少組は、新入時・進級時に分割登園の時期あり	平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:実施(園が定めた日)	火・木 希望者のみ	月・火・木・金	○	×
ひかりの子幼稚園 私学助成幼稚園 (芹沢913) Tel.0467-51-0103	満3歳児クラス:1クラス 約20名 年少(3歳児):2クラス 約50名 年中(4歳児):2クラス 約50名 年長(5歳児):2クラス 約50名	9時00分～14時00分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水)	平日(朝):8時30分から 平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:8時30分～17時00分	年8回程度	月・火・木・金	○	×
まつなみ幼稚園 新制度移行幼稚園 (松浪1-3-32) Tel.0467-83-3510	年少(3歳児):1クラス 約20名 年中(4歳児):1クラス 約20名 年長(5歳児):1クラス 約20名	9時00分～14時30分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水)	平日(朝):8時20分から 平日(夕):17時30分まで 長期休暇中:8時30分～17時30分 土日・お盆時期・年末年始・春休みの一部を除く	月・木 希望者のみ	月・火・木・金	×	○ 園服 制服あり
めぐみの子幼稚園 私学助成幼稚園 (下寺尾406-1) Tel.0467-52-7020	年少(3歳児):1クラス 約24名 年中(4歳児):1クラス 約30名 年長(5歳児):1クラス 約30名	9時00分～14時00分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水)	平日(朝):8時30分から 平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:8時30分～17時00分	年9回程度 会食あり	月・火・木・金	×	×

□幼稚園類似施設

園名・所在地・TEL	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
虹の丘 (東海岸北4-5-14) Tel.0467-58-3883	年少・年中・年長 合計25名前後	9時00分～13時50分(火・木・金) 9時00分～11時50分(月・水)	×	火・木 土鍋ご飯 みそ汁 ぬか漬け ※おかず持参	金	×	×

☆認定こども園

園名・所在地・TEL	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
平和学園幼稚園 幼保連携型認定こども園 (富士見町5-2) Tel.0467-87-1661	クラス編成 年少(3歳児):3クラス 約76名 年中(4歳児):3クラス 約77名 年長(5歳児):3クラス 約77名 定員 1号認定:185名 2号認定:45名 3号認定:20名	9時30分～14時00分(月・火・木・金) 9時30分～11時30分(水)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:7時30分～18時00分	2・3号認定児のみ実施 1号認定児も一部実施	月・火・木・金	○	×
湘南やまゆり幼稚園 幼稚園型認定こども園 (円蔵2-14-12) Tel.0467-51-4297	クラス編成 満3歳児クラス:1クラス 24名 年少(3歳児):2クラス 37名 年中(4歳児):2クラス 51名 年長(5歳児):2クラス 38名 定員 1号認定:140名 2号認定:10名	9時30分～14時30分(月～金)	平日(夕):18時30分まで 長期休暇中:8時30分～18時30分 備考:17時30分以降の預かりは両親共に就労証明書の提出が必要 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かりできない期間あり	月～金	×	×	○
湘南やまゆり第二幼稚園 幼稚園型認定こども園 (円蔵2350) Tel.0467-85-2146	クラス編成 満3歳児クラス:2クラス 約40名 年少(3歳児):6クラス 約110名 年中(4歳児):3クラス 約80名 年長(5歳児):4クラス 約120名 定員 1号認定:410名 2号認定:20名	9時30分～13時30分(月～金)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時30分まで 長期休暇中:7時30分～18時30分 7時30分から8時30分まで、17時30分以降の預かりは両親共に就労証明書の提出が必要 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かりできない期間あり	月～金	×	○	○
湘南マドカ幼稚園 幼稚園型認定こども園 (円蔵1-20-15) Tel.0467-54-2363	クラス編成 年少(3歳児):5クラス 約108名 年中(4歳児):4クラス 約98名 年長(5歳児):3クラス 約98名 定員 1号認定:301名 2号認定:20名	9時30分～13時30分(月～金)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時30分まで 長期休暇中:7時30分～18時30分 備考:7時30分から8時30分まで、17時30分～18時30分までの預かりは両親ともに就労証明書の提出が必要 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かりできない期間あり	月～金	×	○	○

掲載情報は令和7年8月の情報です。変更される場合がありますので、令和8年4月以降の情報は直接施設へお問い合わせください。

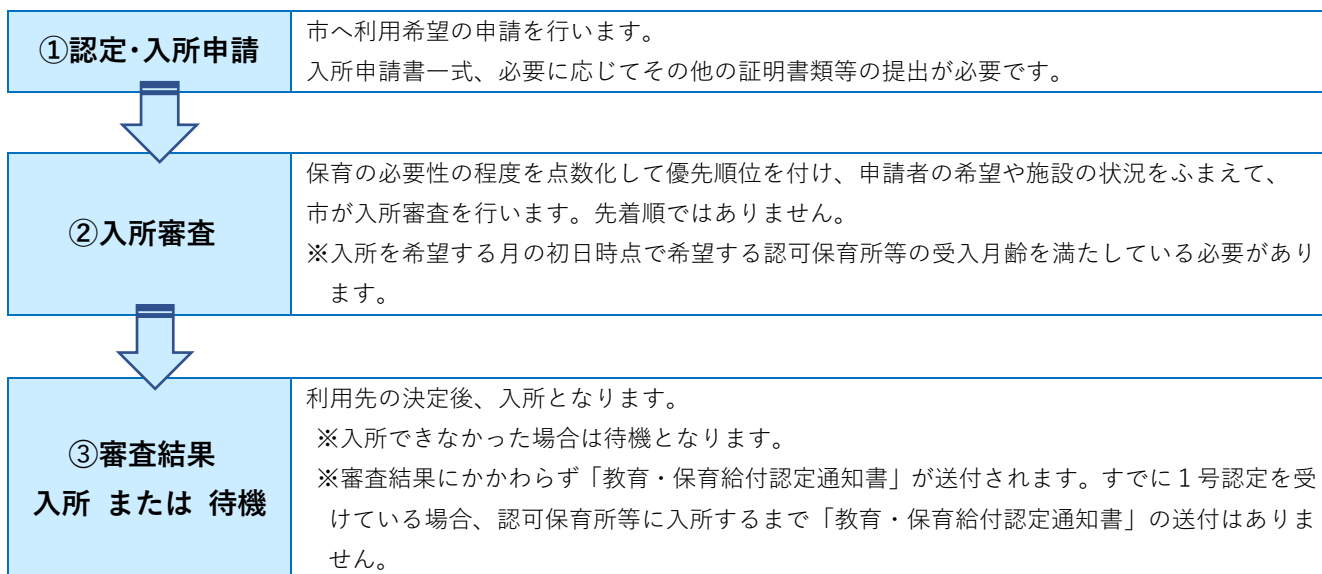
また、幼稚園部分に入園を希望する方は直接施設に申請してください。

☆認定こども園

園名・所在地・TEL	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
聖鳩幼稚園 幼稚園型認定こども園 (東海岸北3-10-4) TEL0467-82-2573	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約24名 年中(4歳児):1クラス 約23名 年長(5歳児):1クラス 約23名 定員 1号認定:55名 2号認定:15名	年少:8時30分~14時00分(月・火・木・金) 8時30分~11時30分(水) 年中:8時30分~14時15分(月・火・木・金) 8時30分~11時45分(水) 年長:8時30分~14時30分(月・火・木・金) 8時30分~12時00分(水)	平日(夕):16時30分まで 長期休暇中:8時30分~16時30分	火・木	月・金	○	○
松林ころえん 保育所型認定こども園 (小和田1-5-36) TEL0467-52-5560	クラス編成 年齢別(各1クラス) 定員 1号認定:9名(3歳児~5歳児クラス) 2・3号認定:120名	8時30分~16時30分(月~金)	平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:なし	月~金	×	×	×
茅ヶ崎松若こども園 幼保連携型認定こども園 (小和田2-12-47) TEL0467-33-5188	クラス編成 年齢別(1・2号は各学年2学級編成) 定員200名 1号認定児:70名(3歳児~5歳児クラス) 2・3号認定児:130名	9時00分~13時00分(月~金)	平日(夕):16時30分まで 長期休暇中:①1号認定の方はお休み ②施設等利用給付2号認定の方は要相談 (9時00分~16時30分)	月~土 土曜日は2・3号認定児のみ	×	×	×
湘南幼児学園 地方裁量型認定こども園 (汐見台3-15) TEL0467-83-2079	クラス編成 年少(3歳児):4クラス 約74名 年中(4歳児):3クラス 約78名 年長(5歳児):3クラス 約78名 定員 1号認定:218名 2号認定:12名	8時30分~15時00分(月・火・木・金) 8時30分~13時00分(水)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):19時00分まで 長期休暇中・土曜・行事の振替休日: 7時00分~19時00分 備考:日曜・お盆期間・年末年始は除く	火 全員給食 月・木・金 希望者は給食	水 全員お弁当 月・木・金 給食希望者以外はお弁当	○	○
レイモンド湘南こども園 保育所型認定こども園 (円蔵1-19-50) TEL0467-50-0421	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員 1号認定:15名 2・3号認定:60名	8時30分~14時30分(月~金)	平日(朝):8時00分から 平日(夕):19時00分まで 長期休暇中:8時00分~19時00分 備考:預かりは両親ともに就労証明書の提出が必要。	月~金	園外保育のときはお弁当	×	× 送迎用 駐車場 あり
まなびの森 茅ヶ崎もりのこども園 保育所型認定こども園 (ひばりが丘4-30) TEL0467-87-3325	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員 1号認定:15名 2・3号認定:90名	9時00分~15時00分(月~金)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):20時00分まで 長期休暇中:7時00分~20時00分 備考:年末年始は除く	月~金	×	×	×
まなびの森こども園 茅ヶ崎 保育所型認定こども園 (元町9-19) TEL0467-38-5816	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員 1号認定:15名 2・3号認定:90名	9時00分~15時00分(月~金)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):20時00分まで 長期休暇中:7時00分~20時00分 備考:年末年始は除く	月~金	×	×	×
まなびの森 辻堂もりのこども園 保育所型認定こども園 (本宿町10-26) TEL0467-38-8350	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員 1号認定:15名 2・3号認定:59名	9時00分~15時00分(月~金)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):20時00分まで 長期休暇中:7時00分~20時00分 備考:年末年始は除く	月~金	×	×	×
幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園 (南湖4-13-30) TEL0467-82-4441	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 3名 年中(4歳児):1クラス 3名 年長(5歳児):1クラス 3名 定員 1号認定:9名 2・3号認定:90名	8時30分~16時30分(月~金)	平日(朝):なし 平日(夕):19時00分まで 備考:土・日・祝日・8/12~8/16、12/29~1/3は除く	月~金	×	×	×
幼保連携型認定こども園 ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり (南湖4-4-5) TEL0467-82-4441	クラス編成 年少(3歳児)~年長(5歳児):なし 定員 1号認定:なし 2・3号認定:20名	-	-	-	-	-	-
松が丘こども園 幼保連携型認定こども園 (松が丘1-1-72) TEL0467-86-5895	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 2名 年中(4歳児):1クラス 2名 年長(5歳児):1クラス 2名 定員 1号認定:6名 2・3号認定:120名	8時30分~16時30分(月~金)	平日(朝):なし 平日(夕):19時00分まで 備考:土・日・祝日・8/12~8/16、12/29~1/3は除く	月~金	×	×	×
幼保連携型認定こども園 十間坂こども園 幼保連携型認定こども園 (十間坂2-2-13) TEL0467-87-1256	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 3名 年中(4歳児):1クラス 3名 年長(5歳児):1クラス 3名 定員 1号認定:9名 2・3号認定:120名	8時30分~16時30分(月~金)	平日(朝):なし 平日(夕):19時00分まで 備考:土・日・祝日・8/12~8/16、12/29~1/3は除く	月~金	×	×	×
幼保連携型認定こども園 西久保こども園 (西久保596-7) TEL0467-87-0311	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 2名 年中(4歳児):1クラス 2名 年長(5歳児):1クラス 2名 定員 1号認定:6名 2・3号認定:120名	8時30分~16時30分(月~金)	平日(朝):7時00分~8時30分 平日(夕):19時00分まで 備考:土・日・祝日・夏季休暇(山の日が属する1週間)・年末年始は除く	月~金	×	×	×
幼保連携型認定こども園 梅雲こども園 幼保連携型認定こども園 (下町屋2-14-15) TEL0467-85-5560	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 3名 年中(4歳児):1クラス 3名 年長(5歳児):1クラス 3名 定員 1号認定:9名 2・3号認定:90名	8時30分~16時30分(月~金)	平日(朝):7時00分~8時30分 平日(夕):18時00分まで 備考:土・日・祝日・8/12~8/16、12/29~1/3は除く	月~金	×	×	×

7 認可保育所等の入所申請手続き

(1) 認可保育所等利用の手続き～入所までの流れ～



入所希望する施設を最大6園まで選択して申請できます
入所できるように、なるべく多くの施設を入所希望するよう検討して申請してください

(2) 認可保育所等入所申請の種別

現在の預け先の状況により、認可保育所等の申請種別および必要書類が異なります。

現在の預け先の状況	申請の種別	必要書類 (P.18~19 参照)
初めての申請 (認可保育所等に在園していない)	新規申請	• 申請書一式
現在の認可保育所等は退園して他の認可保育所等に行きたい	新規申請	• 申請書一式 • 在園している認可保育所等の「退園届」を提出
現在の認可保育所等に在園しつつ他の認可保育所等への転園を希望したい ※「転園」により内定となった場合は、元の認可保育所等は退園となります。内定を辞退した場合も同様に退園となります。	転園申請	• 転園申請書 • 保育の必要性が分かる書類 • 転居・勤務地変更等(予定含む)による申請の場合は証明書類が必要

- 3歳児クラスから認定こども園の幼稚園部分(1号認定)への入園申請をしつつ、認定こども園の保育所部分(2号認定)を希望している方の入所申請も上記「初めての申請」と同様です。
- 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を併願する場合の幼稚園入園手続きは、各幼稚園にご相談ください。
- 「退園届」を提出したあとに退園を取り消すことはできませんので、ご注意ください。
- 新規申請、転園申請、どちらでの入所にかかわらず、入所後は2~3週間程度かけて少しずつ預かり時間を長くしていく「慣らし保育」を行っていただきます。原則、慣らし保育を省略することはできません。慣らし保育の期間等は各施設にお問い合わせください。

(3) 申請方法





4月入園の申請期間中の窓口は混雑により待ち時間が長くなるのが予想されます。
ぜひ、電子申請または郵送申請をご利用ください！

1. 電子申請

マイナンバーカードがあれば、窓口に並ぶことなく、おうちで簡単に電子申請することが可能になりました。

ステップ1	保護者それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類（就労要件であれば就労証明書等）などを、お手元にご用意ください。
ステップ2	申請者のマイナンバーカードをお手元にご用意ください。署名用電子証明書の暗証番号（英数字 6～16桁）が必要です。
ステップ3	必要事項の入力および必要書類の添付をして完了！ 申請後は職員が提出書類を確認します。



申請方法詳細と
電子申請入口は
こちら

- 締切日の17時までに受信したものを有効とします。（2月1次・3月1次・4月1次は、電子申請のみ締切日が異なります。必ずP.17の（4）認可保育所等入所申請スケジュールをご確認ください。）締め切り後に受信した書類は次回審査からの対象となります。

2. 郵送申請

提出書類確認シートを使って、不備書類がないよう確認した上で申請してください。

郵送先	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市保育課 認定給付担当 宛
------------	---

- 締切日必着になりますので、期日に余裕をもって申請してください。
- 切手の料金不足で返送された場合は、再度保育課に提出してください。それにより申請期間を過ぎてしまっても申請を受け付けることはできません。
- 本人確認のため、申請保護者の「番号確認書類（個人番号の確認できるもの）のコピー」と「本人確認書類（顔写真付きの証明書類1点または、本人を証明できる書類2点）のコピー」を添付する必要があります。

<郵送で申請する方のみ提出が必要な書類>

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ・ 返信用封筒（長3サイズ封筒）
・ 料金分切手（110円） | 返信用封筒の用意がない場合・切手の貼付がない場合は、申請書類受付控を送付できず、不足書類・不備があっても案内ができません。 |
|-----------------------------------|---|

3. 窓口申請

茅ヶ崎市役所本庁舎1階 9番窓口 保育課

- 本人確認のため、申請保護者の「番号確認書類（個人番号の確認できるもの）のコピー」と「本人確認書類（顔写真付きの証明書類1点または、本人を証明できる書類2点）のコピー」を提示する必要があります。
- 月から金曜日 8時30分から17時まで（祝日、年末年始除く）
- 小出支所、各出張所では申請できません。

(4) 認可保育所等入所申請スケジュール

① 令和8年2月・3月・4月に入所を希望する場合 ※令和7年12月以降の入所希望も同時申請可

【1次入所申請】

申請期間	
郵送・窓口	令和7年10月14日(火)～令和7年11月10日(月)17時 必着
電子申請	令和7年10月14日(火)～令和7年10月31日(金)17時までに送信完了
<ul style="list-style-type: none"> 不足書類・内容変更等の受け付けも11月10日(月)17時までです。電子申請を10月31日(金)までにした方の追加・不足書類の提出も同様に受け付け可能です。 申請期間後に提出した書類は、2次審査からの対象となります。 追加書類(就労証明書、児童の預かり実績証明書等)は郵送でも提出可能です。 希望園等変更がある場合は、必ず「申請内容(希望園)等変更連絡届」を申請期間内にご提出ください。 転園申請も上記と同様です。 	
結果発送	
1月中旬に郵送にて結果通知	
【内定の方】「保育所入所承諾通知書」を送付(入所月は通知に記載あり)	
【待機の方】4月1次の「保育所入所待機通知書」を送付	
※1次審査で待機となった方は引き続き2次審査を行います。結果発送は【2次入所申請】参照	

【2次入所申請】

申請期間	
2月2次	令和7年11月11日(火)～令和8年1月9日(金)17時 必着 ※×切は電子申請も同様
3月2次	令和7年11月11日(火)～令和8年2月10日(火)17時 必着 ※×切は電子申請も同様
4月2次	令和7年11月11日(火)～令和8年2月10日(火)17時 必着 ※×切は電子申請も同様
<ul style="list-style-type: none"> 不足書類、内容変更等の受付も上記申請期間内となります。 申請期間後に提出した書類は、翌月審査からの対象となります。 	
結果発送	
2月2次	1月20日以降 ※「保育所入所待機通知書」は2月が初回申請の方のみ送付
3月2次	2月20日以降 ※「保育所入所待機通知書」は3月が初回申請の方のみ送付
4月2次	3月10日以降 ※「保育所入所待機通知書」は4月2次待機の方全員に送付

② 年度途中(令和8年5月以降)の入所を希望する場合

申請期間	
入所希望月の前月10日17時(土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日) 必着	
※電子申請も同様です。	
<ul style="list-style-type: none"> 不足書類・内容変更等も同じ申請期間の受付です。 申請期間後に提出した書類は、翌月審査からの対象となります。 	
結果発送	
入所希望月の前月20日頃	
【内定の方】電話連絡のうえ、後日「保育所入所承諾通知書」を送付します。	
【待機の方】初回入所希望月のみ「保育所入所待機通知書」を送付します。	

(5) 認可保育所等の入所申請に必要な書類

申請書類はこちらから



申請書一式をお手元に用意し、照らし合わせてご覧ください。

記入漏れや書類不足により、審査に必要な項目が読み取れなかった場合は、審査で不利になることがあります。



1. 全員提出が必要な書類 (電子申請の場合①・②は書類提出に代わり、申請フォームでの入力が必要です)

必要書類等	注意点
① 教育・保育給付認定(変更)申請書	きょうだいで申請する方は、きょうだいそれぞれの申請書を用意
② 認可保育所等入所申請に関する同意 (②裏面の) マイナンバー提出用紙	すべての項目に同意して□にチェックをし、保護者が署名 ※②裏面のマイナンバー提出用紙は、申請保護者の番号確認及び本人確認ができる書類を添付

2. 保育の必要性がわかる書類

保護者(父・母)それぞれの保育を必要とする事由に応じて書類を提出してください。

きょうだいで申請する場合は、書類1枚に対し、きょうだい連名で記入してください。

保護者の状況	必要書類と注意事項
就労 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用されている方 ●内定状態の方 ●育児休業中の方 	③就労証明書 ※証明日が令和7年8月1日以降のもの <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労先に依頼し、記載されたものを提出 ●証明日の翌日以降に就労開始する場合は内定状態とみなす ●育児休業中の方は、入所した場合、入所した月の翌月10日までに復職 <p>※記載漏れ・記載誤りによる「書類不備」の取り扱いや記載方法についてはこちら</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ●保護者自身が法人代表者 ●子どもの祖父母が、代表者である法人に雇用されている方 ●自営業の方 ●自営業補助の方 	③就労証明書 ※証明日が令和7年8月1日以降のもの ※自営を証明する書類の写し1点以上を添付。不足の場合は不備として扱う <ul style="list-style-type: none"> ■自営：直近の確定申告書や開業届(初年度のみ) 税務署への提出日が分かるもの ■代表者：登記事項証明書 ※法人の代表者の氏名が分かるものかつ、証明が令和7年8月1日以降のもの <p>※自営を証明する書類についてはこちら</p> 
求職 <ul style="list-style-type: none"> ●求職活動中の方 ●起業(開業)準備中の方 	④求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書 <ul style="list-style-type: none"> ●求職活動状況を確認できる書類(雇用保険受給資格者証など)がある場合は添付 ●開業(起業)に向けた準備状況を確認できる書類がある場合は添付
就学 学校や職業訓練校に通っている方	⑤就学に関する調書 <ul style="list-style-type: none"> ●在学証明書と授業カリキュラム等の時間割がわかる書類の2点
介護・看護 病人や障がい者、要介護者の介護・看護をしている方	⑥介護・看護に関する調書 <ul style="list-style-type: none"> ●病人の診断書または被介護者の介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し ※病状、介護・看護が必要な期間や要介護の状態が分かるもの
疾病・障がい 保護者自身に病気、障がいがある方	⑦疾病・障がいに関する調書 ⑧診断書、または障害者手帳等の写し ※⑧は証明日が令和7年8月1日以降のもの。⑧と同内容を記載した病院発行書式の診断書でも可
妊娠・出産 妊娠・出産予定がある方	⑨-1 出産予定連絡票(教育・保育給付認定用) ※これから出生する児童の申請を行う場合も要提出
災害復旧 災害復旧のため保育が困難な方	り災証明書

3. 申請する児童や世帯の状況で必要になる書類

ご自身のご家庭に該当する事項があるか必ず確認してください。

必要書類等	添付書類と注意事項
⑩ 復職済証明書	休業中の職場に復職（産後または育児休業明けなど）した場合 ※未来日無効
⑪ 児童の預かり実績証明書	現に就労等をしているため、児童を有料で月 64 時間以上認可外保育施設や一時預けており、直近 2 か月において、継続した利用実績がある場合 ●利用施設種別がファミリー・サポート・センターの場合は、過去 2 か月分の「援助活動報酬領収書」の写しを添付 ※送迎のみの利用は対象外
⑫ 認可保育所等入所利用調整における調整指数の加点にかかる申出書	保護者が茅ヶ崎市内の保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士または看護師として就労することにより、以下に該当する場合 (1) 当該施設の受入児童数が増加し、本市の待機・保留児童解消、受入児童数の減少の防止に資する ●保育士証の写しを添付 (2) 医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる ●看護師免許の写しを添付
⑬ ひとり親世帯に関する申立書	ひとり親世帯（父子・母子）の方、それに準ずる方 以下のいずれかの必要書類（1 点以上）が揃っていない場合は、ひとり親世帯（準ずる）として認定及び入所審査はできません (1) 公的書類ですでにひとり親であることが認められている場合（離婚・死別・未婚） ●戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等 (2) 離婚調停中（婚姻費用分担調停は除く）、協議離婚予定の場合 ●離婚調停中であるとわかる書類、弁護士が状況を証明する書類など (3) 配偶者が行方不明・生死不明 ●警察署長発行の行方不明者届受理証明書等
転入に関する申立書	市外から茅ヶ崎市に転入予定の方 ※転入に関する申立書の提出が無い場合は、転入予定がないものとみなし審査対象外とします ●賃貸借契約書・不動産売買契約書等がある場合には写しを添付 ●直接申請の場合は、世帯全員のマイナンバー入り住民票の写しまたは世帯全員のマイナンバーカードの両面の写し

4. 保育料の軽減に必要な書類

以下に該当する世帯は、必要書類の写し等を提出することで、保育料が軽減となる場合があります。

ひとり親世帯	すでにひとり親であることが認められていることが分かる書類 ●戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等
障がい者がいる世帯	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、障害基礎年金証書、特別児童扶養手当証書
多子世帯	保護者と住民票を別にしていない子と生計を一にしている場合 ●生計が一であるとわかる書類（健康保険証の資格情報、別居している子への仕送りの事実が分かる預金通帳）

(6) 市外認可保育所等への申請と市外の方からの申請

申請書類はこちらから



① 茅ヶ崎市内にお住まいの方が、茅ヶ崎市外の認可保育所等の入所申請をする

電子申請不可

種別	申請書提出先	申請締切日※必着	必要書類
転出予定がある方	転出先の市区町村	直接該当市区町村へご確認ください	入所する市区町村が定める申請書一式
在勤・在学 里帰りなど	茅ヶ崎市 保育課 ※窓口申請のみ	入所希望する市区町村の申請締切の 1週間前までに持参	入所する市区町村が定める申請書一式 ※提出された申請書類は、茅ヶ崎市から入所を希望する市区町村へ郵送しますが、その際、茅ヶ崎市が作成する依頼書を添付する必要があります。茅ヶ崎市への提出が入所希望する市区町村の締切日間近で、申請書類と依頼書の到着が申請期限を過ぎてしまった場合の責任は負いかねます。必ず期日に余裕を持ってご提出ください。

② 茅ヶ崎市外にお住まいの方が、茅ヶ崎市内の認可保育所等の入所申請をする

電子申請不可

ア 入所日の前月末までに、茅ヶ崎市に転入する予定がある

※お住まいの市区町村から、現在の市区町村を通して申請するよう指示がある場合は、その指示にしたがってください。

申請書提出先	茅ヶ崎市への申請締切日※必着	必要書類
茅ヶ崎市 保育課	P.17(4)に 準ずる	<p>(1) 申請書類一式 ※茅ヶ崎市の書式</p> <p>(2) 転入に関する申立書 転入に関する申立書の提出がある場合は、入所希望月の前月末までに転入予定があるとみなして、茅ヶ崎市民と同等の利用調整点を配点して審査を受けることができます。申立書の提出がない場合は審査の対象外とします。転入先が確定していない場合は、マイナス点を配点して審査します。</p> <p>(3) 不動産売買契約書、賃貸借契約書等 転入に関する申立書と併せて不動産売買契約書や賃貸借契約書等の「転入先」、「建物の引き渡し日」、「契約者双方の署名と押印」の記載がある書類を提出してください。</p> <p>(4) 世帯全員のマイナンバー入り住民票の写しまたは世帯全員のマイナンバーカードの両面の写し</p>

- 入所決定後、入所月前月末までに転入手続きしたことを確認できない場合は内定取消とします。
- 転入後、速やかに茅ヶ崎市保育課の窓口にて、あらかじめ茅ヶ崎市民として「①教育・保育給付認定(変更)申請書」を提出してください。提出が確認できない場合、内定取消とすることがあります。
- 現在お住まいの市区町村にて認可保育所等を利用している・入所申請中である場合、その市区町村担当課に「転出予定があること」「転出先に直接申請を行うこと」を連絡し、必要な手続き(申請取下げ・退園手続きなど)を確認してください。

イ 茅ヶ崎市に転入する予定はないが、茅ヶ崎市に在勤・在学・里帰り出産の要件がある

申請書提出先	茅ヶ崎市への申請締切日※必着	必要書類
現在お住まいの市区町村の 保育園担当課	P.17(4)に 準ずる	申請書一式は、お住まいの市区町村の書式でも茅ヶ崎市の書式でもかまいません。ただし、茅ヶ崎市での審査に必要な情報が読み取れない場合は、審査において不利になることがあります。保育の必要性が分かる書類が不足している場合は、要件がないものとして申請を受け付けません。

- 在勤・在学の要件の場合は2月・3月・4月申請は2次入所から審査対象です。里帰り出産での申請は1次入所から審査の対象となります。
- 在勤・在学・里帰り出産要件の方が入所意思の選択を「希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい(同等の意味合いを含む)」とする場合は申請を受け付けません。

ウ 茅ヶ崎市に転入予定がなく、在勤・在学・里帰り出産の要件もない

茅ヶ崎市に申請する要件(転入予定・在勤・在学・里帰り出産)がない方は申請を受け付けません。

(7) 申請書の有効期限

入所希望月の属する年度内が審査有効です。ただし、今年度の12月から3月入所と翌年4月申請を併せて行う場合は、その翌年度内まで有効となります。一度提出した書類は有効期限内であれば毎月入所審査を行います。家庭の状況や、お子さんの様子に変わったことがあれば締切日にかかわらず必要書類を提出してください。

一度提出した書類はお返できません。就労先に提出する等で申請書の写しが必要な場合はコピーしてからご提出ください。既に提出済の方で写しが必要となった場合は、市ホームページの発行依頼フォームから手続きしてください。

申請書の写し
発行依頼フォーム



入所希望 初回月	申請受付期間		令和7年度審査対象						令和8年度				
			11月	12月	1月	2月 1次	2月 2次	3月 1次	3月 2次	4月 1次	4月 2次	5月 以降	
11月		～ 10月10日(金)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
12月	10月14日(火)	～ 11月10日(月)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1月	10月14日(火)	～ 11月10日(月)			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月11日(火)	～ 12月10日(水)			○	×	○	×	○	×	○	○	○
2月1次						○	○	○	○	○	○	○	○
3月1次	10月14日(火)	～ 11月10日(月)						○	○	○	○	○	○
4月1次										○	○	○	○
2月2次	11月11日(火)	～ 1月9日(金)				×	○	×	○	×	○	○	○
3月2次	11月11日(火)	～ 2月10日(火)						×	○	×	○	○	○
4月2次									×	○	○	○	○
5月以降	入所希望月の 2カ月前の11日	～ 入所希望月の 前月10日											○

※入所希望月の前月10日まで(土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日)必着

(8) 保育所入所待機通知書が発行できる時期

入所申請していない審査月の場合や、「内定」となった審査月の「保育所入所待機通知書」は発行できません。

① 4月1次・4月2次および入所を希望した初回月に待機となったとき

4月1次・4月2次および入所希望した初回月に待機となった場合、発行希望の有無に関わらず、待機の方全員に「保育所入所待機通知書」を送付します。発行の手続きは不要です。

② 入所を希望した初回月の翌月以降も待機となったとき

初回月の翌月以降も引き続き待機となった場合、「保育所入所待機通知書」は送付しません。送付を希望する方は、市ホームページの発行依頼フォームから手続きをしてください。「保育所入所待機通知書」は、対象月の入所審査が終わるまで発行できません。通知を発行できるのは入所審査月の前月20日以降です。

<令和7年11月分から令和8年10月分までの待機通知書発行可能時期>

必要月	発行可能時期	必要月	発行可能時期	必要月	発行可能時期
令和7年11月	令和7年10月20日(月)以降	令和8年3月1次	令和8年2月20日(金)以降	令和8年6月	令和8年5月20日(水)以降
令和7年12月	令和7年11月20日(木)以降			令和8年7月	令和8年6月22日(月)以降
令和8年1月	令和7年12月22日(月)以降	令和8年4月1次	令和8年1月15日(木)以降	令和8年8月	令和8年7月21日(火)以降
令和8年2月1次	令和8年1月20日(火)以降	令和8年4月2次	令和8年3月10日(火)以降	令和8年9月	令和8年8月20日(木)以降
令和8年2月2次		令和8年5月	令和8年4月21日(火)以降	令和8年10月	令和8年9月24日(木)以降

申請の期限切れに注意してください。申請書の審査有効期限が前年度末で切れたまま、該当月の申請がなく審査の対象になっていない場合や、入所申請の取り下げをしている場合には、いかなる理由であっても追加の入所決定や待機通知書の発行はできません。

育児休業中の方の申請は、必ず、就労先や管轄のハローワークなどに申請時期等をご自身でご確認いただき、漏れや間違いがないよう手続きを行ってください。

待機通知書
発行依頼フォーム



8 見学・保育所等入所申請の相談

(1) 保育所等の申請方法などについて聞きたい

「保育園と幼稚園の違いはなに?」「どうしたら保育園に入れるの?」「保育園に入りたいけど、何から始めたらいいのかわからない・・・」このようなときは、保育課窓口または電話で相談することができます。お気軽にお問い合わせください。

来庁の場合は地図を見たり、しおりを一緒に見たりしながら説明いたします。電話の場合は、お手元に保育所等のしおりを用意してお話してください。

(2) 保育所等の見学

保育所等の入所申請をする前に、施設の見学を行い、お子さんやご家庭にあった施設を希望してください。

入所した後、「思っていた保育園の雰囲気と違う」「雨の日の送迎を考えていなかった」などのことがないように、ぜひお子さんと一緒に見学に行ってみてください。

見学を希望する場合は、各施設のホームページで予約方法をご確認いただき、見学の日程調整をしてください。

なるべく短時間で済むように、事前に園のホームページなどを見るなど、園の特色に合わせて質問事項をまとめておくスムーズです。

※家庭的保育事業では見学必須としています。

(3) 保育コンシェルジュに相談したい

保育課には保育サービス全般に関する相談員である「保育コンシェルジュ」がいます。

お子さんの預け先や子育てに関する保護者の相談を受けながら、認可保育所のほか、認可外保育施設や一時預かり事業など、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供や相談などを行います。

保育コンシェルジュ相談を希望する方は市ホームページの『保育コンシェルジュ予約フォーム』から予約してください。

4月1次入所申請の時期や例月の締切日前は非常に混み合いますので、早めに予約・相談してください。

予約を取らずに保育課職員に相談したい場合は、いつでも来庁・電話での相談が可能です。

保育コンシェルジュ
予約



(4) 医療的ケアが必要なお子さんの申請

入所時期は毎年4月1日を基本とします。入所申請にあたっては、例年8月頃から9月15日まで行っている「事前相談」が必要です。申請を希望する場合は茅ヶ崎市保育課までご連絡ください。事前相談時に申請の流れや医療的ケア実施申し込みに必要な書類をご案内します。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

医療的ケア児



(5) よくあるご質問 (Q&A)、保育所等の待機・空き・入所の状況

市ホームページにまとめて掲載しておりますので、ご覧ください。

よくある質問



待機・空き状況



入所の状況



9 認可保育所等入所利用調整

(1) 認可保育所等入所利用調整基準

認可保育所等の利用調整では、「認可保育所等入所利用調整基準」に基づき保育の必要性を指数化し、点数が高い方から入所となります。申請の先着順ではありません。

一人でも多くの児童に保育が提供できるように調整を行うため、点数が高い方でも第2希望以降の保育所等に入所となることがあります。

$$\text{【父の基本指数】} + \text{【母の基本指数】} + \text{【調整指数】} = \text{【利用調整点数】}$$

※ひとり親世帯の場合は、基本指数を倍にして計算します。

以下の利用調整基準の指数は、令和8年4月入所利用調整から改定され、適用されます。

(2) 『基本指数』

類型	細目	点数
就 労 （ 自営業主 自営業専従者 家族従業者 を含む ）	月160時間以上（月20日以上かつ1日8時間以上等）	15
	月140時間以上（月20日以上かつ1日7時間以上等）	14
	月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上／月16日以上かつ1日8時間以上等）	13
	月112時間以上（月16日以上かつ1日7時間以上等）	12
	月96時間以上（月16日以上かつ1日6時間以上等）	11
	月80時間以上（月16日以上かつ1日5時間以上等）	10
	月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上等）	9
	上記以外 ※月64時間未満の就労、自営を証明する書類の未提出、不備のある証明書の提出などの場合	4
求職活動中		1
就学・職業訓練 の受講	月160時間以上（月20日以上かつ1日8時間以上等）	13
	月140時間以上（月20日以上かつ1日7時間以上等）	12
	月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上／月16日以上かつ1日8時間以上等）	11
	月112時間以上（月16日以上かつ1日7時間以上等）	10
	月96時間以上（月16日以上かつ1日6時間以上等）	9
	月80時間以上（月16日以上かつ1日5時間以上等）	8
	月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上等）	7
	上記以外の場合 ※書類未提出などの場合	4
介護・看護	【就労】に準ずる ※上記以外については、月64時間未満の介護・看護、診断書等の未提出などの場合	4～15

疾病・障がい	(疾病)	入院（概ね1か月以上の入院をしている、または入院の決定がされている場合）	15
		常時寝たきり	15
		寝たきりでないが、通院加療を行い、安静が必要で保育が困難な場合	13
		診断書等添付資料未提出	4
	(障がい)	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級	15
		身体障害者手帳3級・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級	13
		上記以外の各種手帳等を所持している	11
		手帳等添付資料未提出	4
妊娠・出産	産前産後期間のみ入所の場合（産後休業後に育児休業を取得する場合を含む） ※入所期間は産後期間終了日の翌日が属する月の月末まで		14
	産後休暇終了後、別の類型に変更となる場合（育児休業を取得する場合は除く） ※入所期間は変更後の類型の入所期間に準じる		変更後の類型における点数と14のいずれか低い方
災害復旧			15
その他	市長が保育の必要性を認める場合		所長が定める
	以下の <u>いずれにも該当しない</u> 場合 ・市内に住民登録し居住している（する予定がある）場合 ・市内に在勤・在学している（する予定がある）場合 ・里帰り出産により、産前産後期間のみ保育所等の利用を希望する場合		申請不可

【妊娠・出産要件の配点について】

- 産前6週、産後8週を含む期間のみの入所を希望される場合、配点は指数表『妊娠・出産』の記載どおり「14点」となり、産後休暇終了日の翌日の月末で退所となります。
- 出産後、「育児休業等未取得せず、保育の必要性がある場合」は、入所継続することも可能です。申請時に、保育の必要性に関する書類（「③就労証明書」等）をご提出ください。ただし、保育の必要性に関する書類に基づいた配点が「14点」より低い場合は、低い方の点で審査を行います。

【転園希望の場合の点数の取り扱い】

「転園申請」により内定となった場合は、元の認可保育所等は退園となります。内定辞退した場合も同様に退園とします。

転園	きょうだいを同園にするために転園を希望する場合 ※別々の保育所等に入所している児童をどちらか一方の保育所等に転園させる場合		基本指数 + 調整指数
	在園中に転居や勤務地変更等があった（もしくは転園を希望する月の初日時点で変更が予定されている）場合で転園を希望する場合 ※転居予定は、不動産売買契約書等により予定が確認できる場合に対象 ※勤務地変更等は、就労証明書や辞令の写し等によりその事実が確認できる場合に対象		
	新たに開園した認可保育所等または地域型保育事業から保育所に移行する施設への転園を希望する場合 ※開園月、移行月を含めて6か月間		
	上記以外の理由により転園を希望する場合 ※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業に在籍している児童の転園を希望する場合も含む（2歳児クラス児童の翌年度4月利用調整以降は除く） ※育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用中の児童の転園を希望する場合も含む		基本指数 + 調整指数 + (-10点)

※「転園」は茅ヶ崎市内の認可保育所等に在園している児童が、茅ヶ崎市内の他の認可保育所等への転園希望申請を行う場合と、育児休業に伴う入所継続制度を利用している児童（市内外からの申請を問わず）が茅ヶ崎市内の認可保育所等への申請を行う場合に適用します。

(3) 『調整指数』

【就労に対する調整指数】		点数
保護者のいずれかが産前産後休暇中または育児休業中であり、児童の預け先が確保でき次第、復職予定である場合		1
保護者のいずれもが月64時間以上就労している場合		1
就労内定（現に就労しておらず、入所希望月中に就労開始することが内定していること。または現に就労しており、入所希望月中に就労時間を増やすことが内定していること。）している場合		- 2
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士として就労することにより、当該施設の受入児童数が増加し、本市の待機・保留児童解消に資することとなる場合 ※転園申請には適用しない	保育士の就労時間160時間/月 以上の場合	15
	保育士の就労時間112時間/月 以上の場合	10
	保育士の就労時間 64時間/月 以上の場合	5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士として就労することにより、当該施設の職員欠員等による受入児童数減少の防止に資することとなる場合 ※転園申請には適用しない		5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に就労することにより、医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる場合 ※医療的ケアとは、・喀痰吸引（口腔・鼻腔内）・喀痰吸引（気管カニューレ内部）・経管栄養（胃ろう・腸ろう）・経管栄養（経鼻）・導尿・インスリン注射・その他医療行為を指す ※転園申請には適用しない		15
【就学・職業訓練の受講に対する調整指数】		点数
通信大学・通信教育であり、スクーリング（対面授業）がない場合		- 2
公共職業安定所（ハローワーク）における職業訓練である場合		1
【世帯状況による調整指数】		点数
ひとり親世帯（死別・生死不明・行方不明）である場合 ※同居人（パートナー等）がいる場合を除く		10
ひとり親世帯（離婚・未婚）である場合 ※同居人（パートナー・元配偶者等）がいる場合を除く		9
ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中等）である場合 ※同居人（パートナー・配偶者等）がいる場合を除く		8
ひとり親世帯またはひとり親世帯に準ずる世帯であり、求職活動中で、就労の必要性が高いと認められる場合		1～19
保護者の一方が単身赴任などにより、入所希望月の初日以降6か月以上不在となる（予定も含む）場合 ※就労証明書や辞令等の写しなどにより不在（予定も含む）を証明できる場合のみ		2
【きょうだい状況による調整指数】 ※複数に該当する場合は、最大で2点までが加算される		点数
きょうだいが在園している場合 ※きょうだいが在園している認可保育所等の利用調整時のみ加点し、それ以外の認可保育所等の利用調整時は加点対象外 ※認定こども園において、1号（幼稚園児）入園しているきょうだいは対象外		2
きょうだいでの申請（双子、三つ子以上での申請は除く）である場合		1
双子、三つ子以上での申請である場合		2

【施設利用の状況による調整指数】		点数
有料で児童を預けている場合 ※育児休業中の利用は対象外	認可外保育施設等（院内保育、職場内託児施設、企業主導型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用を含む）を利用中であり、直近2か月において、月64時間以上の継続した利用実績が確認できる場合	2
	認可の事業所内保育事業（従業員枠）において、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している場合（翌年度4月入所申請のみ対象）	2
茅ヶ崎市内の小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）を利用している場合	茅ヶ崎市内の小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）のうち、連携園の設定がない施設を利用しており、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している場合（翌年度4月入所申請のみ対象） ※連携園設定前までに下記施設へ入所した児童も対象とする。 ● サクラフェリーチェ保育園・辻堂 R5.9.1 までに入所 ● HANA I みらい保育園 サザン通り R5.9.1 までに入所 ● ぼとふ茅ヶ崎保育園 R6.9.1 までに入所 ● 朝日ルート1保育園 R6.9.1 までに入所 ● かもめ保育園 R6.10.1 から R7.9.1 までに入所 ● 鶴嶺くじら保育園 R7.9.1 までに入所	8
利用している認可保育所等が閉園する場合	利用している認可保育所等が閉園となり、閉園後に他の認可保育所等への入所を希望する場合 ※閉園する月の翌月の入所申請および閉園する月の翌月以降の継続した入所申請（待機となっている間）のみ対象 ※閉園後に他の認可保育所等への連携入所が可能な場合は対象外	8
【福祉的状況による調整指数】		点数
生活保護受給中かつ保護者のいずれかが求職活動中である場合		2
こども家庭センターの支援を受けている場合		1
児童相談所からの要請があった場合または児童に対する保護の必要性が確認された場合		1～10
育児休業に伴う入所継続制度を利用可能な児童が、制度を活用せずに退園し、再度退園時の保育所等への入所を希望する場合 ※令和6年3月末までに退園した児童が対象		10
福祉事務所長が保育の緊急性が高いと判断した場合または児童の成長環境に配慮が必要と判断した場合		所長が定める
【福祉的状況による調整指数】		点数
市外に居住する者からの申請	市内に転入予定がなく、市内に在勤・在学している（する予定がある）場合	-8
	市内に転入予定だが、転入先が未定の場合	-10
	市内に転入予定があり、転入先が確定している場合	減点なし
	里帰り出産により、産前産後期間中の入所を希望する場合	減点なし
過去に内定辞退した者が、内定辞退した入所月と同じ年度内に再度入所申請をした場合 ※同じ年度内においては、内定辞退をした回数に応じて減点を累積する ※内定辞退した月の翌年度4月以降の入所申請については、減点対象外		-2
【入所希望区分による調整指数】		点数
審査月時点で「①教育・保育給付（変更）申請書」の入所意思の選択を『B.希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい』を選択している場合		利用調整点0

10 申請後・入所決定後（内定）の注意点

（１）申請後の注意事項

申請の取り下げをしたい場合

「家庭での保育が可能になった」、「認可保育所等を利用する必要がなくなった」などの理由で申請を取り下げられる場合は、速やかに「認可保育所等入所申請取下書」を提出してください（市ホームページから電子申請での提出可）。

申請を取り下げた場合、提出いただいている申請書類の返却、コピーはできません。再度申請をする場合は、申請書類一式をご用意ください。取り下げ期限を過ぎた後に提出した場合は辞退扱いとなり、再度申請した場合、当該年度中は減点対象（－２点）となります。

取り下げ希望審査月	取り下げ期限
2月・3月・4月1次	令和7年12月19日（金）17時まで
4月2次	令和8年2月27日（金）17時まで
上記以外	例月の申請受付期限と同様

申請時から入所決定までの間に状況が変わった場合

「お子さんが産まれる」、「育児休業を延長する」、「転職する」などの家庭状況の変化や、「就労時間が変わる」などの保育の必要性の変更（予定）があるときは、申請締切日を過ぎたとしても、追加で書類の提出が必要になります。入所決定後、状況に変更があるときは必ず保育課に連絡のうえ、必要な書類を提出してください。

※ご連絡や書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は、内定取消や退園につながる場合があります。

（２）入所決定後（内定）から入所までの間の注意事項

以下に該当すると判断したときは「内定取消」・「退園」とすることがあります。

審査の公平性を保てないとき

入所審査は、原則、基準日時点（申請締切日時点）の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。一部の認可保育所等入所利用調整点（P.23～26）は、入所希望月時点の状況に応じて配点します。入所審査の公平性が保てないと認められる場合は、内定取消または退園とする場合があります。

安全にお子さんをお預かりすることができないと判断されたとき

アレルギーや認可保育所等で対応が必要な疾病、服薬、医療対応などが理由で、お子さんを安全にお預かりできる体制が整わないと判断される場合に、内定取消とすることがあります。お子さんの発育等で気になる点は必ず申請書にご記入いただくとともに、申請後から入所までの期間にアレルギーの重症化、エピペン使用の開始、服薬種類の増加、医療的ケアの必要性など、お子さんの成長、発達、身体状況等の変化がありましたら、保育課までお知らせください。

（３）内定後に辞退し、再度入所申請をしたい場合

一度内定すると提出した申請書は「無効」になります。書類の返却、コピーはできません。

- 入所審査で内定した施設の入所を辞退し、他の認可保育所等の利用を希望するときは、改めて申請をする必要があります。なお、内定辞退した入所月と同じ年度内に再度入所申請をする場合、マイナス点が配点されます。
- 内定辞退した月の待機通知は発行できませんので、ご注意ください。
- 2月、3月、4月の1次入所申請をして内定辞退した場合に、2次入所申請から「①教育・保育給付（変更）申請書」で、入所意思の選択を「B. 希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい」とする入所申請は受け付けません。

11 認可保育所等に在園中のルール

必要書類は
こちらからダウンロード可



入所後に守っていただきたいルールやマナーについてご確認ください。

預けていいのはどんなとき？

認定された保育の必要事由によりご自宅等で保育ができないときにお子さんを保育します。仕事がお休みの日などは、原則、預けることはできません。

※みなさまが利用する時間に合わせて、保育士の配置調整を行っています。保育課で認定している保育の必要事由以外で保育が必要になった場合は、施設に相談してください。

入所継続するための要件は？

月 64 時間以上の就労等の保育の必要事由 (P.1~2) を継続することが必要です。要件を満たすことができない場合は、原則退園となります。「就労時間が短くなった」、「就労先が変わった」、「求職活動をする」などの変更は早めに相談してください。

※就労事由の場合、雇用契約の月の就労合計時間 (休憩含む) で判断します。

※就学、介護・看護など他の事由の場合も同様です。

仕事を転職・退職することになった

入所後に退職したなどで保育の必要事由がなくなり、保育の必要性がないと判断されると退園となります。また、就労時間の変更等により保育必要量や保育料などが変更になる場合があります。転職の際は新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。求職活動、開業準備に入る際には「求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書」を提出してください。

出産予定・育休取得予定がある

出産することになった場合は「出産予定連絡票」を提出してください。出産後に復職する、または育児休業を取得中も入所継続を希望するなど、状況に応じて必要な手続きが異なります。入所申請後においても、出産予定がある場合や出産予定が分かった場合は「出産予定連絡票」を提出してください。

一緒に暮らす人が変わった

一緒に暮らしている人が変わると、保育料の金額や副食費の免除の判定にかかわる場合があります。変更があった時期によっては、認定内容等をさかのぼり、変更決定する場合があります。世帯構成に変更がある場合は「住所・世帯等変更届」を提出してください。

在園中に下のお子さんが生まれる場合 (P.29)、婚姻・離婚をされる場合は他にも提出書類があるため保育課に連絡してください。

お子さんの送迎時のマナー

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場のない施設の場合は、自動車での送迎はご遠慮ください。路上駐車は禁止です。

※地域の方から、送迎時等の利用者のマナーについてご意見をいただくことがあります。交通ルール等を守り、近隣の方に配慮して施設をご利用ください。交通規則を違反するなど、警察に通報されても市・施設は責任を負いかねます。

「いつもと違う」ときは報・連・相！

①「報告！」お子さんの様子がいつもと違うとき

保護者の方が「いつもと違う」と感じたら、登園時に必ずお知らせください。お子さんの体調不良等により、早めにお迎えをお願いする場合があります。

②「連絡！」送迎する方・時間がいつもと違うとき

なるべく早めに、前もってご連絡ください。連絡がなく、送迎時間や送迎者がいつもと違う場合、送迎者の確認や、1日の保育内容の調整、帰りの身支度等の準備などに時間がかかってしまいます。

③「相談！」保育の必要事由が変わったとき

なるべく早めに施設や保育課までご相談ください。保育料変更などのお知らせが遅れてしまうことや、保育の必要性がなくなった場合は退園となることもあります。

12 在園中に下の子が生まれることになったとき



(1) 育児休業に伴う入所継続制度とは

就労事由の方の育児休業中は、保護者が育児のため家庭で過ごしており、お子さんを自宅で保育することが可能と判断されるため、在園児は原則退園となります。しかし、在園しているお子さんの環境に配慮し、児童福祉の観点から必要があると認める場合に、育児休業の対象となっている生まれたお子さんが1歳になる日の月末まで継続入所を認めています。

なお、育児休業の対象となっている子が認可保育所等の入所を申請し、「やむを得ず待機」となり育児休業を延長する場合には、満2歳になる日が属する月末まで継続入所が可能です。

保護者のうち、いずれか一方が育児休業の要件となる場合には「短時間」認定（8時30分から16時30分まで）に変更となり、「短時間」の枠を超えて利用した場合は延長料金が発生しますのでご注意ください。

『母』が育児休業を取得→出産日の8週間後の翌日を含む月の翌月1日から育児休業要件

『父』が育児休業を取得→育児休業取得の翌月1日から育児休業要件（1か月を超える場合）。月初から取得する場合は当月1日から

(2) 入所継続のための提出書類

保育課に以下の書類を提出してください。

出産予定が分かった	⑨-1 出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）
お子さんが生まれ、産休終了後すぐに復職する	出生届兼育児休業に伴う認可保育所等入所継続届、復職済証明書
お子さんが生まれ、育児休業を取得する	出生届兼育児休業に伴う認可保育所等入所継続届、③就労証明書
生まれたお子さんが1歳になる	生まれたお子さんの認可保育所等入所申請書類一式 ※「①教育・保育給付（変更）申請書」の「入所意思の選択」の「B」は選択不可
育児休業から復職する	復職済証明書

(3) 制度を利用する際の注意点

- 「育児休業給付金の延長」と「育児休業中の入所継続の延長」のために申請が必要な時期は異なります。育児休業給付金の受給については、就労先または所管のハローワークにご確認ください。
- 生まれたお子さんの入所申請を取り下げた場合、または入所申請時に「①教育・保育給付（変更）申請書」の入所意思の選択を『B.希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい』とした場合は、育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用している在園児童は退園となります。
- 在園施設の退園届を提出しながら、他の認可保育所等の再申請をして入所になった場合は、新しい施設では入所継続制度利用はできません。入所の翌月10日までの復職が必要となります。
- 在園児童で、育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用中に、次のお子さんを出産予定となった場合、現在取得中のお子さんの育児休業から復職せずに連続して次のお子さんの産休・育休に入り、育児休業入所継続制度を利用することは原則できません。一度復職し、復職済証明書の提出があれば、再度育児休業入所継続が可能です。
- 育休の対象となるお子さんが満1歳を迎えた日の属する月の翌月時点で5歳児クラスに在籍する児童は、児童福祉の観点から、育休の対象となるお子さんの認可保育所等の入所申請の有無に関わらず、卒園まで入所継続可とします。

(4) 地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・家庭的保育事業）に在園の方

■ 卒園後に連携園を希望する方

連携入所後も「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。

■ 連携園が設定されていない・卒園後連携園を希望しない方

3歳児クラス以降も保育を希望する場合、翌年4月の入所申請が必要です。切れ目なく4月に認可保育所等に入所となった場合は「育児休業中の在園児の継続入所」が可能です。

13 認可保育所等の保育料・副食費

(1) 利用する施設の種類の利用料（保育料）無償化

子育て世帯の経済的な負担軽減等を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）を無償化しています。副食費・延長料金等は無償化の対象外です。

保育課での手続きにより「認定」を受ける必要がある場合があります！

表の【★】マークは「子育てのための施設等利用認定給付」（新認定2号・3号）（P.35）の手続きが必要です

※以下、市区町村民税を「市民税」と表記しています。

≪ 4月1日時点での児童の年齢が0歳から2歳までの場合 ≫

市民税	施設の種類の	保育の必要性の認定	利用料（保育料）
課税世帯	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳児クラス	教育時間	不要 私学助成幼稚園は月額2.57万円まで無償になります 新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は無料になります
		預かり時間	無償化の対象外です（3歳児クラスから対象）
	上記以外 ※認可保育所等の保育料についてはP.31を参照		無償化の対象外です（3歳児クラスから対象）
	非課税世帯	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳児クラス	教育時間
預かり保育			必要 「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.63万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
認可保育所等		必要 無料になります	
認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業含む）		必要 利用料が月額4.2万円まで無償になります【★】	

≪ 4月1日時点での児童の年齢が3歳から5歳までの場合 ≫

利用する施設の種類の	保育の必要性の認定	利用料（保育料）	
幼稚園	教育時間	不要 無料になります	
	新制度移行 幼稚園	預かり保育	必要 「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.13万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
	私学助成 幼稚園	教育時間	不要 月額2.57万円まで無償になります【★】
		預かり保育	必要 「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.13万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
認定 こども園	幼稚園部分	教育時間	不要 無料になります
		預かり保育	必要 「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.13万円」のうち一番小さい額が無償となります【★】
	保育所部分 保育所		必要 無料になります
認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業含む）		必要 月額3.7万円まで無償になります 無償化対象の施設やサービスの詳細は市ホームページを確認してください【★】	
就学前障がい児の発達支援事業 ※詳細は障害福祉課へお尋ねください		不要 無料になります 幼稚園・保育所・認定こども園等と併用利用する場合、両方とも無償化の対象となります	

(2) 0歳児クラスから2歳児クラスの認可保育所等の保育料(利用者負担額)基準額表

(算定対象となる市民税所得割額について P33 参照) (単位:円)

利用者負担額		2・3号認定				きょうだいの数え方	
階層	階層区分 (市民税世帯合算額)	保育標準時間 (11H)		保育短時間 (8H)			
A	生活保護世帯等	0		0		多子世帯 所得割合算額 57,700円未満	ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円未満
B	非課税 均等割のみ課税(要保護世帯)	0		0			
C	均等割のみ課税	6,700	3,350	6,700	3,350	保護者と生計が同一の子等であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子、第3子と数える。 多子世帯 所得割合算額 57,700円以上 ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円以上 認可保育所等、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、児童発達支援及び医療型児童発達支援に在籍している就学前のきょうだいについて、上から順に第1子、第2子、第3子として数える。	
D1	48,600円未満	7,800	3,900	7,600	3,800		
D2	48,600円以上52,000円未満	12,000	6,000	11,700	5,850		
D3	52,000円以上57,000円未満	15,200	7,600	14,900	7,450		
D4	57,000円以上65,000円未満	17,700	8,850	17,300	8,650		
D5	65,000円以上77,101円未満	19,800	9,000	19,400	9,000		
	77,101円以上79,000円未満	19,800		19,400			
D6	79,000円以上97,000円未満	24,800		24,300			
D7	97,000円以上132,000円未満	31,800		31,200			
D8	132,000円以上169,000円未満	39,300		38,600			
D9	169,000円以上183,000円未満	41,900		41,100			
D10	183,000円以上214,000円未満	46,900		46,100			
D11	214,000円以上253,000円未満	49,200		48,300			
D12	253,000円以上301,000円未満	54,300		53,300			
D13	301,000円以上358,000円未満	56,300		55,300			
D14	358,000円以上397,000円未満	58,300		57,300			
D15	397,000円以上	72,800		71,500			

- D1 から D15 までの階層区分欄に記載されている金額は、保護者の市民税所得割額 (P.33(4)参照) を合算した額です。
- 第2子は表記されている金額 (太枠を除く) の半額、第3子は無料となります。
- **太枠内**の料金は、ひとり親世帯等の第1子の金額となり、第2子以降は無料となります。
- 里親委託されている児童には、保育料(利用者負担額) 0円、副食費は免除対象です (対象となるには申請が必要です)。
- 児童養護施設に入所している児童には、保育料 (利用者負担額) 0円、副食費は免除対象外です。
- 市民税額は住宅借入金等特別控除、配当控除等の控除を適用する前の税額で算定します。

●ひとり親世帯等

ひとり親世帯 (離婚調停中や離婚前提別居等は除く) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。該当になる場合は手帳等の写しを提出してください。

●生計が同一の子等

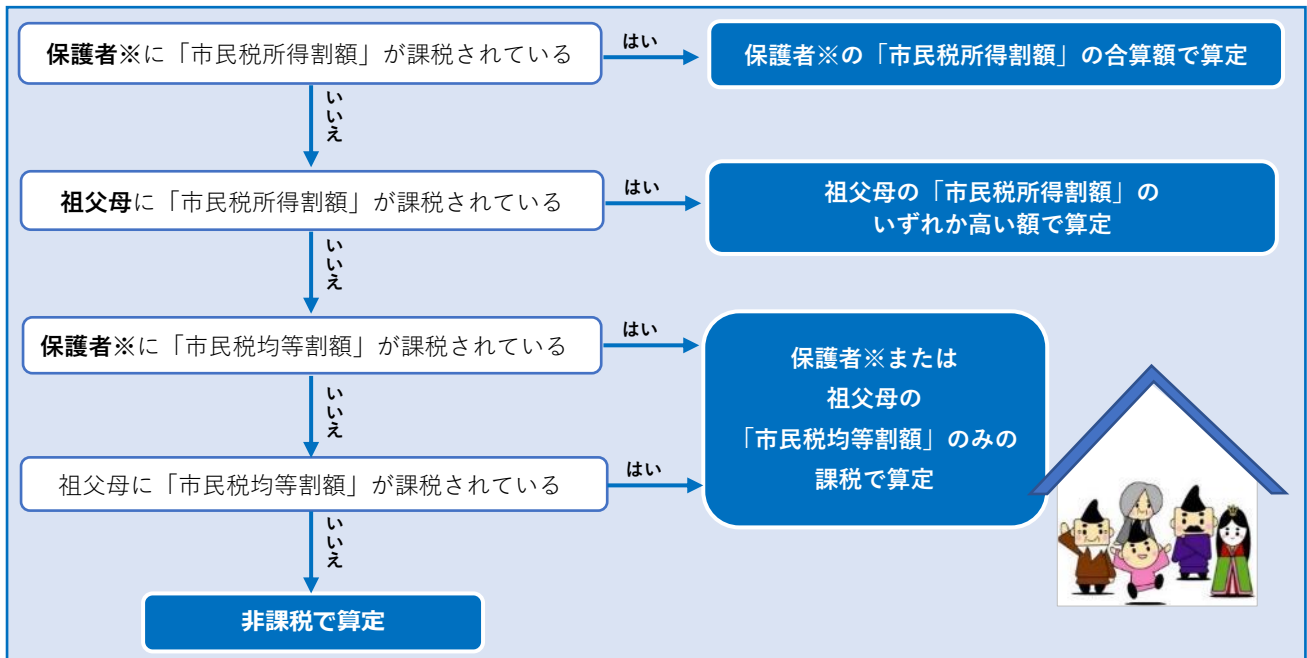
- 保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- 保護者と生計が同一の子や孫等 (保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含む。) であれば年齢に関わらず対象となります。
- ここでの「生計が同一」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。
※生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等 (健康保険の資格情報や仕送りの事実が分かる預金通帳の写し等) を提出してください。

(3) 保育料の算定方法

認可保育所等の保育料は、世帯の市民税額によって決定されます。世帯の市民税額の合計は、原則、保護者（父母）の市民税額で決まりますが、保護者が非課税の場合は、同居の祖父母が家計の主宰者であると判断し、同居（同一建物・同一敷地内）の祖父母も算定の対象となります

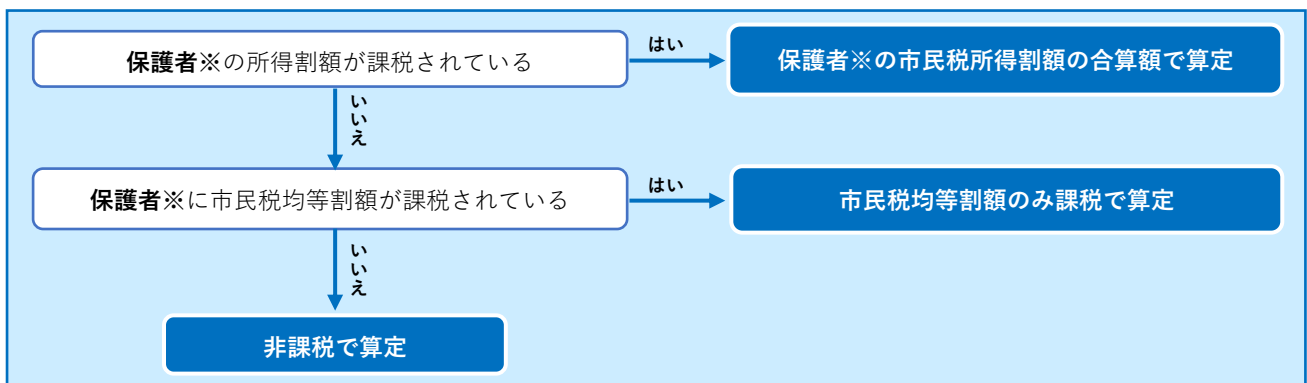
① 保育料の算定対象

ア 祖父母と同居している場合



保護者※：単身（海外）赴任による「別居」、離婚前の「別居」（離婚調停中を除く）、離婚後の元配偶者との「同居」、内縁関係・パートナーの方との「同居」は、同一生計とみなします。そのため、これらに該当する方も保護者として保育料を算定します。

イ 祖父母と別居の場合



② 保育料算定基準（算定期間）

保護者（世帯）の市民税の合算額によって算定します。毎年 9 月に新年度の市民税額で保育料を算定し直します。

令和 8 年					令和 9 年						
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 7 年度の市民税額					令和 8 年度の市民税						
令和 6 年 1 月～12 月までの所得					令和 7 年 1 月～12 月までの所得						

(4) 市民税所得割額の確認方法

保育料の算定には、保護者の **市民税所得割額** の合計を用います。

この **市民税所得割額** は、保育料算定において、以下の金額のことをさします。



月額保育料の目安は、上記の計算式により、保護者それぞれの **市民税所得割額** を求め、合計した金額をもとに、「保育料（利用者負担額）基準額表」（P31）を参照してください。ただし、年度の途中で税額変更が生じるなどして、実際の保育料の算定額と目安として算出した金額が異なる場合がありますので、あくまでも目安として考慮していただくようお願いいたします。

所得割が課税されておらず、均等割のみ課税されている場合や非課税の場合は、それぞれ該当の階層区分（A～C）（P31）をご覧ください。

上記の計算式に用いるそれぞれの金額は、該当年度の税額通知書や課税証明書により確認が可能です。（一部の金額については記載されていない場合あり）

税額通知書は課税する市区町村から送付されます。課税証明書は、課税する市区町村に申請を行うことで交付を受けることができます。

その年の1月1日に茅ヶ崎市にお住まいの方	茅ヶ崎市が課税
その年の1月1日に茅ヶ崎市以外にお住まいだった方	お住まいだった市区町村が課税

(5) 仮算定

市民税が未申告または保育料算定書類が不足の場合、「仮算定」とし、保育料を最高額（D15）で算定します。

仮算定が解除となった場合に納めすぎとなった保育料は、原則翌月以降の保育料に充当します。

収入がゼロであることの申告をしていない場合は「未申告」になることがあります。1月1日時点で住民票があった市区町村で申告を済ませ、保育課にご連絡のうえ、「課税・非課税証明書」を提出してください。

(6) 保育料の滞納

認可保育所等の運営経費の一部は、保護者から納入していただく保育料から成り立っており、すでに認可保育所等に在園して保育料を支払っている家庭との公平性の観点から、本市では保育料の滞納は重大な問題としてとらえ、収納対策の強化に取り組んでいます。

保育料を納期限までに納めていただけない場合には、「督促状」を送付します。督促後も納めていただけない場合には、法律に基づく滞納処分（給与・預貯金・生命保険等の財産差押処分）等を実施します。

なお、保育料を納めていただけない場合は認可保育所等を退園していただくことがあります。

(7) 保育料の変更等

遑って保育料が還付または追加徴収される場合があります。保育料の変更ができる期間は賦課年度内となります。申請内容から変更が生じる場合は速やかに保育課にご連絡いただき、「税額変更申告書」を提出してください。

【保育料が変更となる場合の例】

- 市民税額の変更
- 就労状況の変更（退職等による標準時間認定から短時間認定への変更など）
- 世帯状況の変更（結婚、離婚、祖父母との同居または別居など）
- 上記例以外でも入所申請、現況調査時の内容からの変更で保育料変更が生じる場合があります。

(8) 副食費の免除

3歳児クラスから5歳児クラス（満3歳クラス含む）に在園している児童の食事代（給食費）のうち、副食費（おかず・おやつ代）は、免除の制度があります。以下のいずれかに該当する方は、副食費が免除されます。

※0歳児クラスから2歳児クラスに在園している方の副食費は、月額保育料に含まれています。

副食費が免除となる世帯

ア 年収360万円未満相当世帯の児童

2号認定	ひとり親世帯等の要保護世帯の場合 市民税所得割額合算が77,101円未満 (P.31 保育料基準額表のAからD5階層の一部)	要保護世帯でない場合 市民税所得割額合算が57,700円未満 (P.31 保育料基準額表のAからD4階層の一部)
1号認定	市民税所得割額合算77,101円未満 (D5階層の一部以下)	

イ 所得階層に関わらず、第3子以降の児童

2号認定	就学前のきょうだい [*] を上から順に数えた場合の第3子以降の児童
1号認定	小学3年生までのきょうだい [*] を上から順に数えた場合の第3子以降の児童

※きょうだいとは、認可保育所等、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援に在籍している児童（1号認定は小学3年生までを含む）を指します。

(9) 保育料・副食費の注意点

認可保育所等は入所受入れの体制を整えていますので、実際に登園していなくても保育料は発生します。

保育料は月額で定めています。園をお休み（里帰り出産や入院等を含む）しても月額の保育料をお支払いいただきます。

認可保育所等によっては保育料以外に、父母会費や主食代などの費用がかかる場合があります。事前に入所希望する認可保育所等にお問い合わせください。

14 子育てのための施設等利用給付認定

必要書類は
こちらからダウンロード可



幼稚園（私学助成幼稚園）の保育料や、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児病後児保育）の利用料を無償化の対象とするために必要な認定です。下記の（１）の表のいずれかに該当し、該当施設の利用料の無償化を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請する必要があります。

※いわゆる「新1号」・「新2号」・「新3号」認定のことを指します。

（１）子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

新1号認定は、利用施設を経由して手続きを行う必要がありますので、施設にご相談ください。

認定区分	対象となる児童	保育の必要性	利用施設
新1号認定	満3歳～5歳児クラスの児童	不要	私学助成幼稚園
新2号認定	3歳児～5歳児クラスの児童	必要	新制度移行幼稚園・認定こども園・私学助成幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等※ （※認可外保育施設、病児病後児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターの利用）
新3号認定	0歳児～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童		

※対象施設の確認

本認定をもって、全てのサービスが無償となる訳ではありません。利用する施設・サービスが無償化の対象となるかどうかは、施設または施設が所在する市区町村にご確認ください。

ファミリー・サポート・センター利用の場合、送迎のみの利用は除きます。

（２）申請の方法と注意点

必ず施設・サービスの利用開始前に申請手続きを行ってください。

新2号・新3号は下記の必要書類を不備なく全て受け付けした日以降の認定とします。

認定区分	必要書類・注意事項	申請書提出先
新1号	●子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書	利用施設
新2号 新3号	●子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書 ●保育の必要性が分かる書類（P.18～19） ※育児休業中の方は、新規に「就労（育児休業）」の要件で新2号、新3号の認定を受けることはできません。 ※ひとり親世帯等に該当する方は「ひとり親世帯に関する申立書」に併せて証明書類を提出してください。	幼稚園・認定こども園 ● 施設利用前 ⇒ 利用施設 ● 施設利用後 ⇒ 保育課 認可外施設等 ⇒ 保育課

認可保育所等の入所申請をして「教育・保育給付2号・3号認定（P.1～2）」を取得したお子さんで、やむなく待機となっている間に上記の「子育てのための施設等利用給付2号・3号認定（※以下、施設等利用給付2号・3号認定）」が必要な方はお申し出ください。すでに取得している「教育・保育給付2号・3号認定」を「施設等利用給付2号・3号認定」とみなして、あらためて通知します。

ただし、「教育・保育給付2号・3号認定」を受けて、おおむね半年程度経過している場合には、現在の状況を確認するために子育てのための施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がわかる書類含む）の提出を求めることがあります。

15 認可外保育施設利用者助成制度

必要書類は
こちらからダウンロード可



市内の認可保育所等（P.7～10）の入所待機中に認可外保育施設を利用している方を対象に、保育料の一部を助成しています。※翌年度以降、制度が変更になる場合がありますので、利用予定のある方は保育課までご相談ください。

（１）補助対象となる方（下記の条件すべてに該当する方）

① 市内に居住している
施設の利用日時点で茅ヶ崎市に住民票を置いてあること
② 市内の認可保育所等への入所を希望し、申請しているが入所できず、 <u>やむを得ず</u> 入所待機となっている
<ul style="list-style-type: none"> 市内の認可保育所等の入所審査の対象となっている 認可保育所等の申請が期限切れとなって入所審査対象から除かれている月、認可保育所等の内定を辞退した月、「①教育・保育給付（変更）申請書」の「入所意思の選択」で「B. 希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい」を選択している場合、求職活動中及び育児休業中は補助対象外 湘南ライフタウン堤地区（堤1～110番地）にお住まいで、藤沢市の認可保育所等を待機している方は対象となる場合があります
③ 保育の必要性事由（P.1～2参照）のいずれかに該当している
求職中・育児休業中は除く
④ 認可外保育施設と月極契約をしている（茅ヶ崎市以外の認可外保育施設でも対象）
補助対象外となる施設・事業
企業主導型保育（地域枠・企業枠）、一時預かり、事業所内保育の従業員枠、院内保育園、幼稚園類似施設（届出対象施設の幼稚園を含む）
⑤ 認可外保育施設の保育料を滞りなく納付している
⑥ 0歳児から2歳児クラスまでの市民税課税世帯（幼児教育・保育の無償化対象者と重複しない）
当該年度の4月1日時点で2歳までの児童（4月2日以降に誕生日を迎え満3歳に達しても、年度中は補助対象）

（２）補助金額

対象児童1人につき、認可外保育施設の現に支払っている保育料と月額5,000円のいずれか少ない金額。

補助金額は、申請書類を審査後、決定通知を郵送いたします。

認可外保育施設の保育料は、基本額（給食費込）のみで、おやつ代や延長保育代は含みません。

（３）申請方法

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 ② 在籍証明書兼保育料納入済証明書（利用している認可外保育施設が記入） ③ 就労証明書、診断書等の保育の必要性を証明するもの（必要に応じて提出を依頼します） <p>※①、②について、児童1人につき1枚書類が必要</p> <p>※②は認可外保育施設が記載したもののみが有効（必ず施設へ記載を依頼してください）</p>
申請受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和7年度前期（令和7年4月～令和7年9月分）：令和7年11月28日（金）消印有効 ■ 令和7年度後期（令和7年10月～令和8年3月分）：令和8年3月31日（火）消印有効 <p>※ 認可保育所等への入所や市外転出などで、年度途中に認可外保育施設を退園した場合は、随時申請を受付</p>
申請先	保育課 ※郵送可（消印有効）

16 休日等保育

詳細は市ホームページで
確認できます



一時預かり事業として休日等保育を実施しています。認可保育所等は通常平日（土曜日を含みます）の利用となりますが、（２）の利用条件をいずれも満たすお子さんは休日等（日曜日、祝日及び年末）においても認可保育所等が利用できます。なお、休日等保育については年度毎の登録、申請書提出が必要となります。

（１）実施施設・利用料金等

実施施設	鶴が台保育園 茅ヶ崎市鶴が台10番8号 Tel.0467-51-0782 ※駐車場はありません。路上駐車・停車禁止です。
実施日	日曜日、祝日、年末（12月29日、30日）
開園時間	7時から19時まで
保護者負担金	児童 1人につき日額3,500円 利用日当日、現金でお支払いください。
昼食	各自、弁当及び水筒※を持参してください。 ※0歳児で離乳が終了していない場合は、必ずミルク・離乳食を多めに持参してください。 ※保育中に不足が無いよう、十分な水分量をお願いします。 ※夏期は特に消費量が多いので、多めにお持ちください。
その他	利用当日の持ち物等は市ホームページで確認してください。

（２）利用できる方の条件（下記の条件すべてに該当する方）

- ・茅ヶ崎市内の認可保育所等（保育所・地域型保育事業・認定こども園の保育所部分）に在園していること
- ・休日等に保護者の就労等により保育の必要性があること。※就労事由の方は休日等保育用の就労証明書が必要
- ・休日等保育の利用月において満6か月以上の就学前児童であること
- ・健康で集団生活ができること
- ・慣らし保育が終了していること

（３）利用当日の注意

お子さんの体調などによっては、当日であっても利用をお断りすることがあります。

初めて利用される方はアレルギー等を把握するため、当日15分前に休日保育実施施設に登園し、お子さんの様子を詳しく伝えていただくようにお願いします。

（４）登録・利用方法

- ・初めて利用する方は、利用日の5日前*までに事前登録が必要ですので申請書一式を保育課窓口まで提出してください。
- ・利用登録完了後から利用申請が可能となります。登録は年度ごとに行います。
- ・利用申請は利用日の3日前の17時*までに「休日等保育利用申込書」を市保育課まで提出するか電子申請をしてください。

※締切り日が土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日まで

休日保育申請書類は
こちらからダウンロード可



17 病後児保育

病後児保育申請の必要書類は
こちらからダウンロード可



病気の回復期にあるお子さんを、集団保育や家庭での保育が困難な期間に、看護師及び保育士が専用スペースで一時的にお預かりします。

実施場所	中海岸保育園	住所	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42
		電話	0467-55-9526 (病後児保育専用ダイヤル)
対象児童	① 市内在住の満6か月から小学校3年生までのお子さん ② 市外在住で市内認可保育所等に在園している満6か月以上のお子さん		
利用時間	月曜日から金曜日の8時から18時まで (祝日・年末年始を除く) ※お迎えは 17時45分まで (お子さんの様子等をお伝えするため、時間に余裕を持ってお越しください)		
利用期間	1回の利用につき原則7日間まで		
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> • 1日2,000円 ※生活保護世帯及び市県民税非課税世帯は減免制度があります。 • 給食・おやつ代は別途(450円) • 認可保育所等に在園していないお子さんの利用料金は、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。詳細はP.30を参照してください。 		
利用方法	① 事前登録	1. 中海岸保育園で登録をします。来園時は、事前にお電話でご予約ください。 ※登録前に「案内パンフレット」と「ご利用にあたっての重要事項」(市ホームページ「病後児保育」掲載)を必ずご確認ください。	
	② 利用予約	2. 予約日時にお越しください。利用に関する説明を行います。(所要時間1時間程度) 必要書類(下記参照)の提出をお願いします。	
	③ 受診	<ul style="list-style-type: none"> • 電話で予約してください(受付時間 8時から18時まで) • 予約は利用希望日の2日前から可能です かかりつけ医の診察を受け「医師連絡票」の記入を依頼してください。 ※医師連絡票はご自身でかかりつけ医にお持ちくださるようお願いいたします。	
	④ 利用当日	<ul style="list-style-type: none"> • 必要書類(下記参照)と持ち物(「案内パンフレット」参照)を揃えてお越しください。 • キャンセルする場合は、なるべく早めにお電話でご連絡ください 	
必要書類	① 登録	登録届	
	② 利用予約	無し	
	③ 受診	医師連絡票 <ul style="list-style-type: none"> • 保険診療の自己負担(就学前500円、就学後750円)があります。ただし、「小児医療証」や「親福祉医療証」など医療費助成制度に基づく医療証を交付されているお子さんは、自己負担はありません。 • 医師連絡票の記入が保険診療となるのは月1回のみです。ご注意ください。 	
	④ 利用当日	<ul style="list-style-type: none"> • 医師連絡票(医師が記入済みのもの) • 利用申請書 • 個人記録 	
その他	1. 利用可能な疾患など、詳細は中海岸保育園へお問い合わせください。 2. 定員に達している場合やお子さんの症状によっては、お預かりできない場合もあります。 あらかじめご了承ください。		



18 一時預かり事業

保護者の出産、病気、就労、就学などのほかりフレッシュなど、理由を問わず一時的に保育が必要となる場合にお子さんをお預かりします。受入月齢を満たしていれば、市内の認可保育所等に在園していなくても利用可能です。

一時預かりを利用するには、各実施施設での事前登録が必要です。利用料金や給食・おやつ[※]の提供について市ホームページに一覧を掲載しております。その他の詳細や登録方法等は各実施施設にお問い合わせください。

なお、子育てのための施設等利用給付認定（P35）を受けると利用料金を無償化の対象とすることができます

一時預かり実施施設はこちらのQRコードからご確認ください。
令和7年7月時点の情報です。最新の情報は各施設へお問い合わせください。



その他

1 公立保育園再編整備方針（令和7年8月策定）

（1）策定の趣旨

本市の公立保育園は、平成21（2009）年2月に策定した「公立保育園に関する今後の方針について」に基づき、保育士としての豊富な経験や専門性を生かした地域の子育て支援の拠点として、公設公営6園と公設民営（指定管理）1園の計7園で運営してきました。

その後、15年以上が経過し、社会情勢の変化に合わせて公立保育園の在り方を新たに定め、質が高く安全な保育環境を提供して子どもたちを健やかに育てていくとともに、老朽化した施設への対応も含めた公立保育園再編整備方針を策定しました。

（2）方針の概要

保育をめぐる社会情勢の変化や施設の老朽化など公立保育園を取り巻く状況の変化を受けて、公立保育園を保育・子育て支援を保障するインフラやセーフティネットと位置付け、教育・保育提供区域ごとに保育・子育て支援の拠点となる基幹保育園として1園ずつ配置することとし、公立保育園を7園から4園へ再編します。基幹保育園となる公立保育園は、保育・子育て支援の機能強化や質の向上を図って本市の子育て家庭を支えていく役割を担います。

（3）各公立保育園の再編整備について

■香川保育園、室田保育園、浜須賀保育園

各教育・保育提供区域の基幹保育園として、今後も公立保育園として運営していくこととしています。
老朽化の状況に応じて大規模改修等、最適な整備を実施していきます。

■浜見平保育園

教育・保育提供区域の基幹保育園として、現在と同様に公立保育園として運営していきます。

■鶴が台保育園

同じ教育・保育提供区域内に2園ある公立保育園を1園とすること、施設の老朽化が他園よりも特に進んでいることなどから、鶴が台保育園は受け入れ停止と位置付けています。受入停止時期については、令和8年4月に0歳児クラスの受け入れを停止し、以後、1年ごとに1クラスずつ受け入れを停止して令和13年3月の5歳児クラス卒園をもって全面的に受け入れ停止とすることを予定しています。※在籍されている園児は、卒園まで在園することができます。

園児数が1クラスずつ減っていく形となりますが、できる限りこれまでの保育内容が継続できるよう工夫しながら日々の保育に努めていきたいと考えております。

■小和田保育園

同じ教育・保育提供区域内に3園ある公立保育園を1園とすること、同じ区域内にある浜須賀保育園のほうが公立保育園の役割を果たせると考えられること、区域内の就学前児童数が多く保育需要もしばらく多い状態が続くと見込まれることなどから、小和田保育園は民間移管と位置付けています。民間移管時期については、現在在籍されている園児が全員卒業した後の令和13年4月を予定しています。令和8年4月以降に入園する方々は、民間移管となることを知っていただいたうえで入園していただくこととなります。

■中海岸保育園

現在は、公設民営（指定管理）の形態で公立保育園として運営していますが、再編後には民設民営の保育園とする予定です。現在の指定管理期間が令和10年3月までとなっていることから、民間保育園となるのは令和10年4月を予定しています。

公立保育園再編整備方針に関する詳細は、を入力して

2 こども誰でも通園制度



「こども誰でも通園制度」が、令和8年4月から開始されます。

茅ヶ崎市内在住で、保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもであれば、月一定時間まで誰でも幼稚園や保育園などを利用することができます。

利用時間や利用料金、利用方法、実施施設などの詳細については、今後、決まり次第市ホームページを更新していきます。

3 おむつ・布団・土曜保育・主食の提供等の状況

保護者負担をぐっと減らす！園のサービスまるわかりガイド

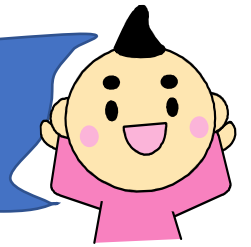


保護者の保育所等を探す時に参考になるよう、各園の状況や特色を一覧にまとめています。

保育所等によって、保護者が用意するものや、園で提供されるものが異なり、入所準備にかかる料金が異なります。そのほか、アプリなどを活用した連絡機能がある、キャッシュレス機能を利用できる、駐輪場・駐車場の有無、駐車台数、おむつの用意やサブスクの実施、敷布団やシーツの用意など、保育所等に通う上で必要な情報がたくさん掲載されています。※記載内容に関する詳細については、直接、該当施設にお問い合わせください。



認可保育所等の適正利用にご協力ください



○●ご家族でお子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう●○

認可保育所等は、保護者が就労や疾病などによりご家庭での保育が困難なお子様を保護者の方に代わって保育する場所です。ご家庭で保育ができるときは、ご家族でお子さんと一緒に過ごしましょう。

家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、家庭での基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につく、お子さんの心や情緒が安定することにつながります。

※3歳児クラス以降は、お休みの日はご家庭での保育を基本とした上で、集団生活を通して人間関係の基礎となる社会性を育む観点から、日中の時間帯（概ね平日9時～16時）の利用はお子さんの体調や情緒を考慮した上で、認可保育所等と相談いただいて構いません。

認可保育所等は、認定された保育の必要事由以外の理由で利用することは原則できません。また、保育必要量（標準時間11時間・短時間8時間）は最長時間であり、実際に利用できる時間は保育が必要な時間のみです。

つきましては、認可保育所等の利用にあたり、以下の点を改めてご確認ください。

◇就労要件の方◇

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が認可保育所等を利用できる時間となります。

●お仕事がお休みの日

→保護者のうち1人でもお休みの場合は原則として家庭保育となります。

●保護者の出退勤時間に差がある場合

→出勤が遅い方がお子さんを送り、退勤が早い方がお迎えにきてください。

◇求職活動中の方◇

求職活動を行わない日は、ご家庭でお子さんと一緒に過ごしましょう。

●お子さんの送迎時のマナーについて

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場がない場合は自動車での送迎はご遠慮ください。

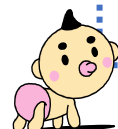
※地域の方から、送迎時のマナーについてご意見をいただくことがあります。

交通ルール等を守ってご利用ください。



◆茅ヶ崎市こども育成部保育課（認定給付担当）

◆電話 0467-81-7172（直通）





茅ヶ崎市ホームページ
保育園の最新情報はこちら



ちがさき子育て応援サイト
保育園・幼稚園のページ



問い合わせ先

茅ヶ崎市こども育成部 保育課（認定給付担当）

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1-1

電話 0467-81-7172（直通）

発行 令和7年9月11日